

平成23年（2011年）9月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成23年9月6日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年9月6日（火）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不応招議員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総務課長	中場 幹
財政課長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企画課長	川合誠一	税務課長	家崎英寿
住民課長	工門利弘	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	脇 博彦
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課副参事	橋倉一樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸
監査委員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	羽根川政昭	書	記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書	記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
----	------	----	------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 26分)

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少し時間をいただきたいと思います。

本年8月3日に開催されました三重県町村議会議長会定例総会において、町村議会議員として、満21年以上の在職者に対する表彰と、議会事務局職員としての13年以上の在職者への表彰が行われました。

本日は、議会事務局職員として、13年以上在職された、前議会事務局長の中野直文氏への表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、議場への入場を許可いたします。

(中野直文氏：議場入場)

川端龍雄議長

表彰状、紀北町 中野直文様。

あなたは多年議会事務局職員として職務に精励し議会の運営に尽くされた功績はまことに大であります。よって、ここに記念品を贈り表彰いたします。

平成23年8月3日 三重県町村議会議長会 会長 飯田徳昭

どうもおめでとうございます。ご苦労さんでした。

(拍 手)

川端龍雄議長

なお、町村議会議員として、満21年以上の在職者への表彰につきましては、私、川端龍雄が、8月3日の三重県町村議長会定期総会において、表彰状と記念バッジを受けておりますので、ご報告のみとさせていただきます。

(拍 手)

川端龍雄議長

以上で、表彰状の伝達式を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

それでは、会議を進めます。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

定刻に達しましたので、これより平成23年9月紀北町議会定例会を開会いたします。

なお、10番 東篤布君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影などを許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を、議会事務局長に朗読させます。

羽根川議会事務局長。

羽根川政昭議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読いたします。

日程、第1日、9月6日、火曜日、9時30分、本会議。開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託、なお一般質問の受付締切は、午後5時までとなっております。

第2日、9月7日、水曜日、休会。常任委員会開催予定日。

第3日、9月8日、木曜日、休会。常任委員会開催予定日。

第4日、9月9日、金曜日、休会。常任委員会開催予定日でございます。

第5日、9月10日、土曜日、休日。

第6日、9月11日、日曜日、休日。

第7日、9月12日、月曜日、休会。

第8日、9月13日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、9月14日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、9月15日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問でございます。

第11日、9月16日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となります。

続きまして、

平成23年9月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年9月6日、火曜日、9時30分開議。

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

- 第4 行政報告
- 第5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第6 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第7 議案第30号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第8 議案第31号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第9 議案第32号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第10 議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第34号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第35号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第36号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 認定第2号 平成22年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第3号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第4号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第5号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第6号 平成22年度紀北町水道事業会計決算認定について
- 第19 報告第6号 平成22年度健全化判断比率の報告について
- 第20 報告第7号 平成22年度公営企業にかかる資金不足比率の報告について
- 第21 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第22 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第23 請願案件

以上でございます。

川端龍雄議長

これから本日の会議を開きます。

日程第 1

川端龍雄議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

1 番 奥村 仁君

2 番 東 貴雄君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

川端龍雄議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 9 月 6 日から 9 月 16 日までの 11 日間にしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日 9 月 6 日から 9 月 16 日までの 11 日間とすることに決定しました。

日程第 3

川端龍雄議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 8 月 29 日と 9 月 5 日に、議会運営委員会が開催され、9 月定例会に関する運営等につ

いての協議が行われました。その確認事項について、ご報告申し上げます。

まず、定例会に提案され受理した案件は、諮問2件、議案については第30号から第36号までの7件、認定案件が5件、報告が4件、合計18件であります。また、請願3件を受理いたしております。

次に、決算審査については、議員の申し合わせにより、決算特別委員会を設置して審査することになっております。議会運営委員会において、特別委員会の設置に関して協議をいただきました結果、決算特別委員会の委員の定数は7名とし、構成については、総務財政常任委員会から2人、教育民生常任委員会から3人、産業建設常任委員会から2人を選出させていただきます。なお、議案については、本日の本会議において、追加議案として提出したいと思っております。各常任委員長において、休憩中にそれぞれ委員の選出をしていただくようお願い申し上げます。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間予定しておりますが、通告を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくことになります。なお、通告書の受付は、本日午前8時30分から受付を開始し、締切は午後5時までとなっております。

決算認定議案の説明などで、会議が長引くことも考えられますので、通告書の締切時間には、十分注意してくださるようお願いいたします。なお、質問の内容については、具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成23年度普通会計の5月分から7月分と、平成23年度水道事業会計の5月分から7月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管しておりますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合の開催についてであります。

10月13日木曜日、午前10時から東紀州農業共済事務組合議会の開催という連絡を受けております。組合議員におかれましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。なお、奥川水道課長に代わって、橋倉水道課副参事が出席することを許可しております。

次に、会議における服装についてであります。9月30日までの会議はクールビズを実施す

ることにいたしております。本会議については、上着を着装することとし、ノーネクタイとします。なお、ワイシャツについては華美なものを避けることをお願いいたします。常任委員会や全員協議会の会議においては、クールビズを実施します。また、議員バッジについては本会議は付けることとし、その他委員会では義務付けをしないことにしております。

次に、第6回紀北町高齢者福祉大会が、9月17日土曜日の午前10時から東長島公民館において開催されます。多忙な折とは存じますが、ご出席のほどをお願いいたします。

次に、9月21日から9月30日までの10日間で、秋の交通安全運動が展開されます。議員並びに町関係職員、町民の皆様におかれましては、事故の悲惨な実態を深く認識され、人命尊重を町政の基本理念として、町民総ぐるみで決意を新たにして交通安全運動を強力に展開していくことが大切だと思っております。

また、9月29日午後3時半から、東長島公民館において、交通安全ポスター優秀作品表彰式に引き続き、交通安全パレードを計画していると伺っております。町民一人ひとりの深いご理解と積極的なご協力によって、初めてその効果を期待しうるものであります。なにとぞ多くの方のご参加をお願い申し上げます。

最後に、常任委員会の開催についてであります。先ほど議決いただきました会期日程のとおり、7日から9日までの3日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

川端龍雄議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り厚く御礼を

申し上げます。早速ですが、本議会定例会にあたりまして、6件の行政報告をさせていただきます。

まず、元紀伊長島町長、東智氏のご逝去と、叙位叙勲の榮譽についてでございます。去る6月17日、元紀伊長島町長の東智さんが逝去されました。東氏におかれましては、長島町議会議員を1期、長島町及び紀伊長島町で4期の多年にわたり町長として、町の発展に多大なご尽力をされ、現在の紀北町の礎を築いていただいた方でございます。

故人の優れた識見と類まれな実行力、指導力はもともと定評とするところで、多くの方が敬服をするところであり、町といたしましても今後の行政運営に活かしていきたいと考えております。

また、故人の生前のご功績に対しまして、正六位に叙せられ、旭日双光章が授与されましたので、合わせてご報告をいたします。ここにご生前のご活躍に敬意と感謝を申し上げるとともに、謹んで哀悼の誠を捧げ、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

次に、台風第12号に関するご報告を申し上げます。

台風第12号の影響によりまして、9月1日午後9時9分に、大雨警報、土砂災害が発表され、ただちに本庁に紀北町災害対策本部を、紀伊長島総合支所に紀北町災害対策支部を設置いたしました。台風の接近に伴い、2日午後0時50分に暴風警報が発表され、台風の進行速度が大変遅かったため、3日午後4時36分まで、27時間以上にわたって暴風警報が継続いたしました。また、長時間にわたる大雨により、同じく3日午後4時36分に洪水警報が発表されました。

長時間の大雨により大量の水分が土壌に蓄積されたことから、3日午後6時15分には、土砂災害警報情報も発表されました。このため、災害対策本部では同日の午後6時48分、木津・便ノ山地区に対して、土砂災害に対する注意喚起を行いました。

さらに木津地区が、土砂崩落等の危険基準線を超えることが予測されたため、4日午前2時30分に避難勧告を発令しました。また、銚子川の水位が上昇しつつあったため、午前3時20分に、銚子川流域の便ノ山・鷲毛・宇山地区に対しまして、避難勧告を発令し、警戒にあたりました。

一方、災害対策支部紀伊長島区では、4日午前8時10分に、土砂災害に対する注意喚起を行いました。また、山本地区で赤羽川の水位が上昇したことから、同日、午前11時50分に山本地区に避難準備情報を発令し、警戒にあたりました。

次に、避難者の状況でございますが、海山区8カ所、紀伊長島区8カ所の計16カ所の避難

所に、最大で 273人の方が避難をされました。

主な被害状況でございますが、9月5日午後5時現在、人的被害はなく、住家被害は一部損壊が3棟、床上浸水20棟、床下浸水85棟でありました。道路冠水は町内各所で発生をいたしました。また、養殖魚が大量にへい死しており、引き続き調査を進めているところでございます。

海山区では矢口浦ムナシ地区で、裏山の土砂が崩落し住家と軽自動車に被害があり、相賀地区を中心として、多くの道路が冠水したほか、林道、水田などの被害がありました。

紀伊長島区では、国道422号、大原地区、和合橋左岸側の橋台が、洗掘されたほか、出垣内地区など区内各所で、道路など冠水したほか、町道・林道などで土砂崩れなどの被害を受けております。なお、被害につきましては、さらに調査を進めているところでございます。

今回の台風12号で警戒にあたっていただきました消防団長はじめ団員・消防署員の皆様方には、長時間にわたり大変ありがとうございました。また、避難施設等に対応にあたっていただきました各自治会、自主防災会の皆様、警戒にあたりご助言をいただきました議員各位には、大変感謝を申し上げます。

次に、水谷建設株式会社の野々瀬土砂採取計画の経過報告についてでございますが、平成23年4月28日に、三重県に提出された水谷建設の採取計画認可申請書につきましては、内容等に不備があり、平成23年6月6日に県から採石事業計画認可申請に係る補正依頼が出されていること。土砂採取計画の認可申請に伴う意見書の提出を、紀北町が求められる時期につきましては、現在、未定であることを、平成23年6月定例会一般質問でお答えをさせていただいたところでございます。

その後の経過等を県に確認いたしましたところ、平成23年7月29日に水谷建設より、内容補正に対する回答が出されており、現在、県において内容等の確認審査を行っているところであるお聞きいたしております。

今後、県の審査により再修正がない場合には、9月末ごろ、再修正が生じた場合には、10月中旬ごろ紀北町に対しまして、土砂採取計画の認可申請に伴う意見書の提出が求められるとのことであり、その時点におきまして、議員の皆様にも詳しくご説明できるものと考えております。

続きまして、ご寄付の報告をさせていただきます。これほど、滋賀県湖南市に本社を有する「喜楽鋳業株式会社」代表取締役 小宮山雅弘様より、創業50周年記念事業の一環として100万円。東京都文京区に組織を置く「伊勢志摩ふるさと交流会」会長 三浦照幸様より、

東日本大震災に伴う当地域の震災被害見舞金として30万円のご寄付をいただきました。

また、東京都大田区にご在住の楠慶子様より、町内に所有する山林ほか40筆、合計6万586㎡の物件をご寄付いただきました。

以上、ご寄付をいただきました方々に対しまして、心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い今後有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

次に、台風第12号により被災した紀宝町への支援についてでございますが、昨日、台風12号来襲に伴う洪水で被災した、紀宝町、御浜町、熊野市の状況調査のため、職員2名を派遣いたしました。特に紀宝町では、水道施設の損壊から、水不足が深刻で、給水支援の要請があったことから、三重県水道災害給水応援協定に基づく応援活動として、本日午前6時に、職員4名、水2ℓ入りペットボトルを600本、給水タンク2㎡と1.5㎡の2基を積み込んだトラック2台と、乗用車1台を急遽派遣いたしました。

被災地の水道施設の復旧までは、相当の日数がかかる見込みとお聞きしていることから、現地の要望があり、諸事情の許す限り支援を続けたいと考えております。なお、派遣に要する経費につきましては、派遣先の状況次第で、流動的な要素が多いことから、流用も含め既決予算の中で対応させていただくこととし、詳細が決まり不足が生じましたら、補正予算を計上させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、福島県への職員派遣についてでございますが、都道府県選挙管理委員会連合会長から東日本大震災の影響により延期されている、福島県内の選挙事務所への支援要請がありましたので、被災地の現状を勘案し、紀北町選挙管理委員会と相談の上、選挙事務経験のある職員を延べで2名ほど派遣することといたしました。派遣先は、現在、福島県会津美里町に役場機能を移転している、福島県楢葉町で、11月ごろに桑名市選挙管理委員会と共同で支援をする予定となっております。

なお、派遣に要する経費につきましては、既決いただいております東日本大震災復興支援事業予算の中で対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、6件をご報告いたしまして、9月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

川端龍雄議長

以上で、行政報告を終わります。

お諮りします。

日程第5 諮問第3号から、日程第9 議案第32号までの5件については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号ほか4件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

人事案件5件については、提案者より提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の海山区白浦11番地2 廣瀬梅代氏が、本年12月31日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成21年1月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。つきましては、人権擁護に理解があり、日頃から地域に根ざした活動を行っている同氏を引き続き推薦いたしたく意見を求めるものであります。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてにつきましても、現人権擁護委員の紀伊長島町区島原3534番地 上野まみ氏が、本年12月31日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成21年1月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。つきましては、人権意識が高く積極的に職務を遂行している同氏を引き続

き、推薦いたしたく意見を求めるものであります。

議案第30号から議案第32号までの紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての3議案であります。現紀北町固定資産評価審査委員会委員の奥田眞介氏、岡本哲男氏、村島赴郎氏が、本年11月27日をもって任期満了となります。3氏におかれましては、紀北町固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております。当委員として識見を有する3名を引き続き選任いたしたく、議案第30号で、紀伊長島区東長島 287番地19 奥田眞介氏。議案31号で、海山区上里 943番地 岡本哲男氏。議案第32号で、紀伊長島区島原2955番地の1 村島赴郎氏を選任する同意を求めるものであります。

人事案件は以上5件であります。ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

川端龍雄議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、各議案に対する質疑を行います。

日程第5

川端龍雄議長

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

諮問3号も4号もですけどね、どこへ推薦するんですか、これは。推薦するところが書いてないですね。お答え願います。

川端龍雄議長

住民課長。

工門利弘住民課長

お答えいたします。これは人権擁護委員法によりまして、第6条です。人権擁護委員は法務大臣が委嘱するということになっておりまして、それを町長が議会のですね、意見を

聞いて、候補者を推薦するということになっておりますので、法務大臣宛に推薦書を出すということになっております。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5 番 瀧本攻議員

これ町長、知らなんだと思うんですよ。だからここに推薦するところが、法務大臣に推薦するというふうには書かんことにはですね、この法律を調べんとわからんわけですよ。今、住民課長がおっしゃったようにですね、町長、知ってなかったでしょう、法務大臣に推薦するという。課長が答えたんだから。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この質疑はですね、基本的に課長が直接答えていいということですので、私から答弁いたしませんでした。

尾上壽一町長

はい、存じてました。

ほかに質疑される方はございませんか。

以上で、質疑を終了いたします。

日程第 6

川端龍雄議長

次に、日程第 6 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終了します。

日程第 7

川端龍雄議長

次に、日程第 7 議案第30号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。質疑される方はございませんか。

5 番 瀧本攻君。

5 番 瀧本攻議員

固定資産のその人選というよりも、固定資産評価委員ですね、その固定資産というのは、どれとどれをさすのか、評価される方がね。それに対するご答弁をお願いいたします。

川端龍雄議長

家崎税務課長。

家崎英寿税務課長

土地、建物です。それと、償却資産です。

川端龍雄議長

よろしいですか。

5 番 瀧本攻君。

5 番 瀧本攻議員

私もそのとおりだと思っておりました。そしてですね、これ一物四価とかというその固定資産の評価があるわけですね。どういう形で、評価委員がその固定資産についてですね、当町の固定資産の特に土地については、非常にバラツキがありますね。建物についてもやはり木造と鉄骨では、評価額が違います。だから、一物四価っていうて、国交省が路線価で評価額を出し、それを税務署が8割で税務署が評価をし、当町は7割で評価する。それで競売にかかった場合は、裁判所が鑑定人を入れて評価をする。そのほかで1物5価という5つ目があるわけですね。5つ目というのは、民間の売買についてですね、評価すると。だからそういうことも含めて、評価することになったんのですか。その辺のご答弁をいただきたい。

川端龍雄議長

家崎税務課長。

家崎英寿税務課長

瀧本議員のおっしゃったとおり、公示価格、これがまず時価ということで、国交省が決めます。路線価、国税庁。

固定資産税評価額は地方自治体が決めております。その参考として実勢価格、市場における現実に成立した価格をもとに決めております。以上です。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

そうすると民間の方がですね、これに加わってですね、いわゆるその過去にですね、その1物4価ですか、1物3価格ですな、を修正されたことがあるんです。この人たちが加わることによって。

川端龍雄議長

税務課長。

家崎英寿税務課長

ありません。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

ないということはどうですか、いわゆるこれは町が任命するわけですから、ただ形ばかりに置いておくということですか。ないということはどうですか、年に何回ぐらい開かれとるんですか、これは。

川端龍雄議長

税務課長。

家崎英寿税務課長

毎年1月に、1月のすいません、毎年1回です。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

固定資産というのはですね、結局、1月何というんですか、前年の12月に評価せんことには、評価額が3月の終いで決まるわけですか。評価替は3月のエンドで決まって、4月から

の評価になるわけですね。そのために、1月に一遍開いておるといことですね。あんまり議論されてないということで、いいですね。

川端龍雄議長

税務課長。

家崎英寿税務課長

固定資産税、紀北町の場合なんで、地方自治体が固定資産の固定資産税評価額を決めるのが、1月1日に見直しを、3年ごとの1月1日に見直しを行って、固定資産台帳に登録することで決まります。以上です。

川端龍雄議長

ちょっと明確にちょっと課長、答えて。

5番 瀧本攻議員

ちょっと、これこの方たちにですね、なっていた方に、昨日も会ったんですけども、その費用が払われるわけですか。

川端龍雄議長

税務課長。

家崎英寿税務課長

固定資産評価審査委員会の委員さんには、委員会が開催された時の日に、開催された場合、1日幾らで支払いをさせていただいております。

5番 瀧本攻議員

金額は。

家崎英寿税務課長

金額は 5,000円です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あのね、今、町長の答弁でですね、私、答えんでも、課長のほうから答えることができるんでというような答弁いただいたんですけどね、やはりこれは課から推薦してですね、いろいろな熟慮した中で、町長決裁でしょう。やはり、町長、それで議会というのは、主に町長が答弁するということだと思う。詳細なことは、各担当課長でいいと思いますけどね、

町長、やはりあなたも議員16年やってきとるんだから、そういうところはやっぱりきちんと大きな問題のそこだけは、知っていかなければ、今のような議長、答弁ではですね、これ、これからいろんなところで、議題とまりますと思いますんで、注意しておいてください。

川端龍雄議長

私が。議事進行。

6番 入江康仁議員

議事進行やね。

川端龍雄議長

今までの慣例っていうんですか、今までやはりそういうふうな質疑に対しては、課長が、町長の代理ですからね、それでそのいろんな補足の面は、町長がしっかりしていただくので。

6番 入江康仁議員

補足が町長、補足は課長と違う。

川端龍雄議長

いえいえ、課長の答弁不足のそこは、町長が明解にご答弁を、今までもしていただくので、特別町長から見て、課長の答弁がもう少し不足やと思うと、町長が挙手して答弁を求める場合があります。そのようで、今までのあれでよいと、私はそういうふうな方向性でよいと思います。

6番 入江康仁議員

いいですか。

川端龍雄議長

質問ですか。

6番 入江康仁議員

はい、質問です。

川端龍雄議長

はい。

6番 入江康仁議員

そいじゃあ担当課長に聞きます。このほんなら人選する時ではですね、これは皆引き続きの選任ということでやってますけど、どういうところで、これは新しいこの人選もですね、考えられなかったんですか。これ紀北町となってですね、また新たな出発やってから、約5年ですか、またその委員会も変えるというような、あれもなかったんですか。そういうとこ

は、町長と議論しました。これ前の、これも人権擁護の時もそうだったんだけど、僕はこの時もしなかったんだけど、これ町長のやっぱり決断によるところが大だと思ったから、私は差し控えたんだけど、そこはどうですか、課長。

いやいや、課長っていうたもんで、課長に聞いとるんで、その後、あんた補佐しいな。

川端龍雄議長

税務課長。

家崎英寿税務課長

町長には相談させていただきました。以上です。

6番 入江康仁議員

どういようなこと。

家崎英寿税務課長

3名の方が経験もあることから、適任であるということをお願いしました。

6番 入江康仁議員

ほかの人選はなかったわけ。

家崎英寿税務課長

はい、ほかの委員、人のことは考慮しませんでした。

川端龍雄議長

町長、よろしいですか、町長。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど課長申しあげましたように、ご相談いただきました。しかしですね、先ほど提案説明でも行わさせていただきましたですけど、この5名の方ですね、今までも真剣に取り組んでいただいておりますので、そういう議論は最初からございませんでした。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終了します。

日程第 9

川端龍雄議長

次に、日程第 9 議案第32号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終了します。

川端龍雄議長

諮問案件に対して、議会としての答申の意見を取りまとめるために、ここで10時20分まで暫時休憩します。

(午前 10時 10分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 20分)

日程第 5

川端龍雄議長

これから、討論・採決に入ります。

日程第 5 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については「適任」という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、諮問第3号については「適任」という意見を付して答申することに決定しました。

日程第6

川端龍雄議長

次に、日程第6 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については「適任」という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、諮問第4号については「適任」という意見を付して答申することに決定しました。

日程第7

川端龍雄議長

次に、日程第7 議案第30号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを、議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第30号について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 8

川端龍雄議長

次に、日程第 8 議案第31号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを、議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第 8 議案第31号について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 9

川端龍雄議長

次に、日程第 9 議案第32号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを、議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第9 議案第32号について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10～日程第18

川端龍雄議長

お諮りします。

日程第10 議案第33号から日程第18 認定第6号までの9件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第10から日程第18までの9件については、一括議題とすることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご推薦及びご同意をいただきまして、ありがとうございます

いました。

引き続きまして、各議案の提案理由についてのご説明を申し上げます。

議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,928万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億613万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入予算の主なものといたしましては、国庫支出金と県支出金では、補助金と委託金で2,684万円の増、繰越金では一般会計歳計剰余金4億1,117万4,000円の増であります。

一方、歳出予算の内訳といたしましては、総務費の基金積立金等で3億5,510万7,000円の増、民生費では安心子ども基金地域子育て創生事業等で413万円5,000円の増、農林水産業費では農地防災事業や森林GIS導入事業等で2,554万円の増、土木費では港湾環境清掃業務委託事業等で748万9,000円の増、消防費では地震・津波災害避難路等整備事業等で6,354万1,000円の増、教育費では国語力向上支援事業等で346万9,000円の増であります。

議案第34号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億513万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,791万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入予算の主なものといたしましては、繰越金の歳計剰余金で1億2,130万8,000円の増であります。一方、歳出予算の主なものといたしましては、後期高齢者支援金と後期高齢者関係事務費拠出金で627万2,000円の減、介護納付金では介護給付費納付金が1,813万2,000円の増、基金積立金では財政調整基金積立金で8,820万4,000円の増であります。

議案第35号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,563万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億935万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入予算の内訳といたしましては、繰越金の歳計剰余金で2,513万円の増、諸収入では保険料還付金で50万円の増であります。

一方、歳出予算の内訳といたしましては、諸支出金の保険料還付金と前年度精算による一般会計拠出金で2,563万円の増であります。

議案第36号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,624万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであ

ります。

歳入予算の内訳といたしましては、繰入金の紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金で 1,427 万 1,000円の減、繰越金では歳計剰余金で 1,563万 9,000円の増であります。

一方、歳出予算の内訳といたしましては、総務費で老人ホーム管理運営事業で 136万 8,000円の増であります。

認定第 2 号 平成22年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成22年度紀北町水道事業会計決算認定について

この 5 件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の平成22年度の決算であります。認定第 2 号から第 5 号までは地方自治法第 233条第 3 項、認定第 6 号につきましては、地方公営企業法第30条第 2 項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求めるものであります。

以上、4 件の議案、5 件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

川端龍雄議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

それでは、議案第33号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

おはようございます。

それでは、議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第 3 号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。

予算書 1 ページをご覧ください。

平成23年度紀北町一般会計補正予算（第 3 号）

平成23年度紀北町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,928万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億613万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは4ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正、東日本大震災分の漁業近代化資金利子補給契約につきまして、限度額7,200万円に対する利子補給率1%相当額を追加し、森林資源管理情報システムリース契約については、廃止するものであります。

5ページをご覧ください。

第3表、地方債補正、合併特例事業、限度額6億5,970万円を3,790万円増額し、6億9,760万円に変更するものであります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。

第13款・国庫支出、第2項・国庫補助金、第6目・土木費補助金は、24万円を増額し、2,036万1,000円とするものであります。社会資本整備総合交付金の増額によるもので、土木費の木造住宅耐震補強事業に充当するものであります。

第3項・委託金、第6目・教育委託金は、24万5,000円を増額するもので、人権教育研究指定校事業委託金の増額によるものであります。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は415万8,000円を増額し、4,223万8,000円とするものであります。市町交通安全対策事業交付金の増額によるものであります。

第2目・民生費補助金は350万円を増額し、6,846万7,000円とするものであります。安心子ども基金地域子育て創生事業費補助金の増額によるものであります。

9ページをご覧ください。

第4目・農林水産業費補助金は1,038万9,000円を増額し、1億9,598万2,000円とする

ものであります。農業費補助金は地積調査スタートアップ事業費補助金34万 1,000円、環境保全型農業直接支払交付金 4万 6,000円の増額によるものであります。

林業費補助金は、市町村森林情報緊急整備事業費補助金 390万 6,000円の増額によるものであります。水産業費補助金は県単沿岸漁場整備事業費補助金 200万円増、大規模地震津波災害緊急対策事業費交付金 271万円の減、漁場復旧対策支援事業費補助金 680万 6,000円の増額によるものであります。第6目・土木費補助金は 128万円を増額し、353万 5,000円とするものであります。木造住宅耐震補強事業費補助金の増額によるものであります。第7目・消防費補助金は32万円を増額し 1,606万 5,000円とするものであります。地域減災力強化推進補助金の増額で、家具固定事業に充当するものであります。

第3項・委託金、第6目・土木委託金は 620万円を増額し 2,279万 2,000円とするものであります。港湾清掃委託金の増額によるものであります。第7目・消防費委託金は 8,000円を増額し、131万円とするものであります。樋門管理委託金の増額によるものであります。第8目・教育費委託金は50万円を増額するもので、国語力向上支援事業委託金の増額によるものであります。

10ページをご覧ください。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は18万 9,000円を増額し、571万 8,000円とするものであります。引本公民館建物賃貸借料の増額によるものであります。

第2項・不動産売払収入、第1目・不動産売払収入は 132万円を増額するものであります。普通財産、土地の売払収入の増額によるものであります。

11ページをご覧ください。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は 4,385万 9,000円を減額するものであります。当初予算及び補正予算第1号、第2号で、繰入した金額を今回の補正で繰戻すものであります。

第2項・特別会計繰入金、第1目・特別会計繰入金は 2,513万円を増額するものであります。後期高齢者医療特別会計の前年度事業の精算によるものであります。

第18款、第1項、第1目・繰越金は 4億 1,117万 4,000円を増額し、4億 4,517万 4,000円とするものであります。一般会計歳計剰余金の増額で、既計上分を含め、今回の補正により、平成22年度の実質収支額を全額予算計上いたしました。

12ページをご覧ください。

第19款・諸収入、第5項・雑入、第5目・過年度収入は33万9,000円を増額するものであります。前年度福祉医療補助金、老人保健審査支払事務交付金の精算によるものであります。

第6目・雑入は24万8,000円を増額し、3,691万7,000円とするものであります。建設関係総合賠償金の増額によるものであります。

第20款、第1項・町債、第7目・消防債は3,790万円を増額し、6,440万円とするものであります。避難路整備事業に合併特例事業債を充当するものであります。

以上で、歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

13ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は、6万7,000円を増額して、6億7,287万9,000円とするものであります。総合住民情報システム等のバックアップデータ保管のための委託料の増額であります。

5目・財産管理費は3億5,504万円を増額し、5億5,898万4,000円とするものであります。公用車管理事業で老朽による廃車した軽トラック1台の買換購入にかかる経費、71万9,000円及び基金管理事業で財政調整基金ほかの積立金3億5,432万1,000円を増額するものであります。

14ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第3目・身体障害者福祉費は19万3,000円を増額し、3億6,401万1,000円とするものであります。障がい者介護訓練等給付事業で、電算事務委託料を増額するものであります。

15ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は、18万5,000円を増額し、5億2,588万5,000円とするものであります。落雷により故障した老人福祉センターの電話修繕を実施するものであります。

第4目・老人保健費は、5万円を増額し、30万2,000円とするものであります。前年度の老人保健事務事業の精算による、国・県負担金と返還金の増額によるものであります。

16ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1項・児童福祉総務費は350万円を増額し、2,720万3,000円とするものであります。安心子ども基金地域子育て創生事業費の増額によるものであります。

第4目・母子福祉費は20万7,000円を増額し、3,416万1,000円とするものであります。

前年度乳幼児医療費補助金の精算による返還金の増額によるものであります。

17ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は9万2,000円を増額し、5,350万3,000円とするものであります。環境保全型農業直接支払対策事業費の増額によるものであります。

第5目・農地費は381万8,000円を増額し、5,182万4,000円とするものであります。土地改良事業で台風6号により被災した農業用水施設の修繕料等130万5,000円、農地防災事業で紀伊長島区山本排水機場の修繕工事等251万3,000円の増額によるものであります。

18ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は622万2,000円を増額し、3,741万6,000円とするものであります。森林GISシステム導入事業の増額によるものであります。

第3目・林業施設費は615万円を増額し8,957万2,000円とするものであります。台風6号による林道の修繕費用の増額によるものであります。

19ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第2目・水産業振興費は841万3,000円を増額し、3,505万6,000円とするものであります。東日本大震災の津波被害に対する支援事業及び藻場床を設置する県単沿岸漁場整備事業の増額等によるものでございます。

第3目・漁港管理費は84万5,000円を増額し、2億838万7,000円とするものであります。漁港管理事業の修繕料等の増額によるものであります。

20ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は58万9,000円を増額し、1億739万1,000円とするものであります。地積調査事業の委託料34万1,000円及び桂城遂道内の落石に起因する事故の車両損害賠償金24万8,000円の増額によるものであります。

21ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は620万円を増額し、2,281万3,000円とするものであります。長島港、引本港の港湾環境清掃委託事業の増額によるものであります。

22ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は70万円を増額し2,342万8,000円とするものであります。木造住宅耐震補強事業の増額によるものであります。

22ページをご覧ください。

第8款、第1項・消防費、第2目・非常備消防費は1,085万1,000円を増額して、4,563万5,000円とするものであります。台風6号に伴う消防団の警戒出動手当127万5,000円、消防団員等公務災害補償基金掛金957万6,000円を増額によるものでございます。

第4目・水防費は8,000円を増額し、588万7,000円とするものであります。樋門管理委託料の増額によるものであります。

第5目・災害対策費は5,268万2,000円を増額し、1億2,455万円とするものであります。災害対策事業で台風6号に伴う職員の時間外勤務手当310万円の増、防災推進事業で防災会議委員報酬及び家具固定事業委託料で77万5,000円の増、地震・津波災害避難路整備事業で4,880万7,000円を増額によるものであります。

24ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第3目・教育振興費は74万5,000円を増額し、282万2,000円とするものであります。国語力向上支援事業50万円、人権教育研究指定校事業24万5,000円を増額によるものであります。

25ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は63万3,000円を増額し、1億1,941万4,000円とするものであります。災害対策用の備品購入費の増額によるものであります。

26ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は26万3,000円を増額し、4,938万8,000円とするものであります。災害対策用の備品購入費の増額によるものであります。

27ページをご覧ください。

第4項、第1目・幼稚園費は18万4,000円を増額し、1億352万9,000円とするものであります。災害対策用の備品購入費の増額によるものであります。

28ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は5万8,000円を増額し、9,349万7,000円とするものであります。若者センター管理用の備品購入費の増額によるものであります。第2目・公民館費は56万7,000円を増額し、2,974万5,000円とするものであります。海山公民館等の施設修繕料を増額するものであります。

29ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は10万円を増額し、677万5,000円とするものであります。スポーツ交流推進事業で、スポーツ栄養学講習を実施するための経費を増

額するものであります。第3目・体育施設費は91万9,000円を増額し、1,295万5,000円とするものであります。海山グラウンド給水管漏水修繕工事費を増額するものであります。

続きまして、31ページをご覧ください。地方債の残高の見込みに関する調書であります。次の32ページの合計欄をご覧ください。前年度末現在高は119億8,066万9,000円でありまして、当該年度中起債見込額が、今回の補正後で15億900万円、当該年度中の元金償還見込額が13億734万7,000円であり、その結果、当該年度末現在高見込額は121億8,232万2,000円となる見込みであります。

続きまして、33ページをお願いいたします。給与費明細書であります。1の特別職につきましては、7月19日から20日にかけての台風6号による消防団員の警戒出動手当127万5,000円及び紀北町防災会議開催数の増に伴う防災会議委員報酬13万5,000円、合計141万円の報酬が増額となり、補正後の総額は1億6,705万5,000円となるものであります。

34ページをご覧ください。

一般職につきましては、台風6号に伴う職員の警戒出動による時間外勤務手当が310万円の増額となり、補正後の総額としましては、13億1,018万4,000円となるものであります。

以上で、平成23年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

以上で財政課長の説明を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時、休憩いたします。

再開は、11時10分から再開いたします。

(午前 10時 52分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 11時 10分)

川端龍雄議長

次に、議案第34号から35号についての内容説明を求めます。

工門住民課長。

工門利弘住民課長

失礼いたします。

それでは、議案第34号の平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億513万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,791万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入からご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・療養給付費等負担金であります。13万5,000円を減額して、4億4,187万8,000円とさせていただきます。これは療養給付費等負担金のうち老人保健医療費拠出分を13万5,000円見込んでおりましたが、本年度の老人保健医療費拠出金が0円と決定されたことに伴い、歳入予算についても減額するものであります。

第5款、第1項、第1目ともに療養給付費交付金であります。3万円を減額して、2億273万9,000円とさせていただきます。これにつきましても、本年度の老人保健医療費拠出金が0円と決定されたことに伴うものであります。

第10款・繰入金、第2項及び第1目が積立基金繰入金であります。1,635万6,000円を減額して0円とさせていただきます。これは当初予算におきまして、財政調整基金からの繰入を予算計上しておりましたが、歳計剰余金等がございましたので、繰り戻しをするものであります。

7ページをご覧ください。

第11款、第1項、第1目ともに繰越金であります。1億2,130万8,000円を増額して、

1億3,130万8,000円とさせていただくものでありまして、前年度からの歳計剰余金であります。

第12款・諸収入、第4項及び第7目が、雑入であります。34万7,000円を増額して、34万8,000円とさせていただくものであります。これは前々年度に支払済の老人医療費拠出金を精算した結果、社会保険診療報酬支払基金から還付されることになったものであります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費であります。2万8,000円を増額して4,051万5,000円とさせていただくものであります。これは平成22年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の精算に伴う返還金であります。

9ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目から4目までと、10ページの第2項・高額療養費の第1目から第4目までであります。後期高齢者支援金や介護納付金等の決定に伴いまして、財源を更正させていただくものであります。

11ページをご覧ください。

第3款及び第1項の後期高齢者支援金と、それから、第1目・後期高齢者支援金は、626万1,000円を減額して、2億5,672万3,000円に。第2目・後期高齢者関係事務費拠出金は1万1,000円を減額して、2万7,000円とさせていただくものであり、納付金額の決定に伴うものであります。

12ページをご覧ください。第4款及び第1項が前期高齢者納付金と、第1目・前期高齢者納付金は24万2,000円を増額して、73万9,000円に、第2目・前期高齢者関係事務費拠出金は8,000円を減額し、2万7,000円とさせていただくものであり、納付金額の決定に伴うものであります。

13ページをご覧ください。

第5款及び第1項が老人保健拠出金、第1目の老人保健医療費拠出金は28万5,000円を減額して0円に、第2目・老人保健事務費拠出金は1,000円を減額して1万9,000円とさせていただくものであり、拠出金額の決定に伴うものであります。

14ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに介護納付金であります。1,813万2,000円を増額して、1億1,981万7,000円とさせていただくものであり、納付金額の決定に伴うものであります。

15ページをご覧ください。

第9款及び第1項が基金積立金、第1目・財政調整基金積立金であります。8,820万4,000円を増額して、8,820万5,000円とさせていただくものであります。これは平成22年度の歳計剰余金1億3,130万8,000円のうち8,820万4,000円を財政調整基金に積み立てるものであります。

16ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第1項・償還金、第1目・一般被保険者保険料還付金とありますが、224万6,000円を増額して、374万6,000円とさせていただくものであります。これは資格喪失の届出辞退等の増と、非自発的失業者の雇用保険受給者証の提出による保険料再計算と還付事案が増加したことに伴うものであります。

17ページをご覧ください。

前ページに引き続き諸支出金で、第2項・国県支出金返納金、第1目・国庫支出金返納金であります。284万8,000円を新たに計上させていただくものであります。これは前年度の国民健康保険健康診査、保健指導等負担金及び出産育児一時金補助金の精算に伴う返還金であります。

以上で、平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

工門利弘住民課長

続きまして、議案第35号の平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成23年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,563万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億935万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに繰越金につきましては、2,513万円を新たに予算計上させていただきますものでありますが、前年度の歳計剰余金であります。

続いて、第6款・諸収入、第2項・償還金及び還付金、第1目・保険料還付金であります。50万円を増額して100万円にさせていただきますものであります。これは資格喪失の届出遅滞等による保険料の還付金で、後期高齢者医療広域連合から入金されるものであります。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金であります。50万円を増額して100万円にさせていただきますもので、先ほど歳入でもご説明申し上げました保険料の還付金であります。

8ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金であります。2,513万円を新たに計上させていただきますものでありますが、これは前年度の歳計剰余金を一般会計に戻すものであります。

以上で、平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）のご説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

次に、議案第36号についての内容説明を求めます。

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

よろしくお願いたします。

それでは、議案第36号 紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,624万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明をさせていただきます。

歳入予算から説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は1,427万1,000円を減額するものであります。

続いて、第6款・繰越金、第1項・繰越金、第1目・繰越金、第1節・前年度繰越金は1,563万9,000円の歳計剰余金を増額するものでございます。これらにつきましては、繰越金は、前年度剰余金1,564万円から当初既設予算分1,000円と、今回の備品購入費136万8,000円を差し引いた金額を、当初繰入金1,880万円、23年度床張替工事と相殺するため、差引1,427万1,000円の減額を補正予算に計上したものでございます。

また繰越金1,563万9,000円につきましては、剰余金として繰越金へ入れさせていただくものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費、第18節・備品購入費136万8,000円を増額するものでございます。この増額は配膳車の冷蔵庫部分の故障により温度調整がきかなくなってしまう、食中毒の恐れがあるため、買換えをお願いする予算計上であります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

川端龍雄議長

続きまして、決算関係であります。まず最初に認定第2号から認定第6号までの審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

井上代表監査委員。

井上寛監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

平成22年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成22年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成22年度紀北町土地開発基金運用状況調書

平成22年度紀北町育英基金運用状況調書

平成22年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

平成22年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2 審査の期日

平成23年7月29日

3 審査を実施した監査委員

井上 寛、東 清剛

4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に処理されているものと認められる。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

所 見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書等は適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

また、平成18年度から推進されてきた行財政改革大綱及びアクションプログラムにより職員数及び人件費の削減、町単独補助金の減額など、一定の成果が得られた。特に定員適正化計画を大幅に上回る職員数の削減が人件費の抑制につながり、大きい成果となっていることが伺えた。

また予算執行においても、最近の国の臨時的な施策に柔軟に対応し、本町にとって有利な財源の確保に努められ、予算にも適切に反映、適正に執行されており、経費削減につながり、基金においても前年度に引き続き残高の増額が見受けられた。

社会情勢においては、未曾有の被害が発生した東日本大震災による経済への影響は大きく厳しい状況にあったが、最近では東日本大震災の影響で寸断された部品の調達、供給網が急速に復旧し、生産を中心に持ち直しの動きが強まったことなどにより、緩やかではあるが回復が見られるものの、急激な円高の進行で輸出産業への影響が懸念され、アメリカ国債の格下げと株価の急落で、世界経済の先行きが不透明になっていることから、今後も厳しい状況が続くことが予想される。

このような状況の中、本町においては町税はじめ各種料金、使用料及び貸付金などの収納率に、一部改善の兆しが見受けられたが、景気低迷による自主財源の総額の減少が国県からの依存財源の増加により厳しい財政状況が続いている。

自主財源の確保については、比率が高いほど自主的な行政活動の展開と、安定性が図られることから、収納率の改善に向け積極的に取り組むことも重要となる。さらに継続的な投資的事業の推進を図ることが、町内における経済の景気回復につながることから、景気対策等に伴う国・県支出金や交付税算入率の高い起債、借入等の財源を最大限に有効活用することにより、財源の確保に努めていただきたい。

今後も厳しい社会情勢が続くと予想される中、財政面に限らず、行政運営の基本である公正性、公平性かつ透明性の確保を図りながら、複雑かつ多様化する住民の要請に応えつつ、適切な行財政運営を行うためにも、長期的な展望に立った健全財政の確保に万全を期されることを要望するものである。

井上寛監査委員

続きまして、平成22年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成22年度紀北町水道事業会計決算

2. 審査の期日

平成23年 5月30日

3. 審査を実施した監査委員

井上 寛、東 清剛

4. 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

所 見

平成22年度の水道事業会計決算は、収入及び支出の状況、各施設別の配水量及び有収水量などから、経営においては安定している状況であると認められる。

建設改良工事については、配水管の老朽化による布設替工事が建設改良費の大部分を占め、このことは総配水量増加の原因の一つでもある、漏水の防止対策として非常に重要となり、また町民により安全で良質な水を安定的に供給できるメリットがあるので、引き続き老朽管の布設替と合わせて、水道施設の整備についても計画性をもって推進を図っていただきたい。

次に、使用量については給水戸数及び給水人口が減少したものの、高速道路建設事業などにより年間有収水量は増加となった。しかし、高速道路建設においては、数年で事業が終了し、それに伴い有収水量の減少が予測される。また有収率では低下がみられ、要因として配水管の老朽化による漏水などがあげられる。

今後、事業運営を推進していく上で、長期的な計画の策定も検討していただき、有収水量の増加、有収率の向上に努めていただきたい。

次に、収納率については、以前から収納業務の見直しの検討をしており、今回、給水停止規定の改定を行った。このことにより業務手順の効率化が図られ、また職員による納付指導の強化も行われ、収納率の向上につながったことが伺えた。ただ例年、不納欠損が生じていることについては、現在、さまざまな対策を講じられてはいるが、さらなる取り組みの強化

により、町民の公平性を確保し、健全な事業運営を進めるために、可能な限り不納欠損を出さない努力を行っていただきたい。

最後に、水道事業の運営にあたっては、町民に対し安心して安全な水を安定供給することはもとより、公営企業の基本原則である企業の経済性の発揮と公共の福祉を増進することを踏まえ、健全な経営が図られるよう要望する。

以上であります。

川端龍雄議長

続いて、会計管理者より水道会計を除いた認定第2号から認定第5号までの4件についての詳細説明を求めます。

平谷会計管理者。

平谷卓也会計管理者

平成22年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明いたします。

説明にあたりまして、各会計の収入済額と支出済額は款のみとさせていただきまして、項以降の説明につきましては、主要な事項の説明とさせていただきます。

それでは、認定第2号 平成22年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、説明させていただきます。議案書の11ページをご覧ください。

認定第2号 平成22年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書の13ページからの平成22年度紀北町一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧くださいと思います。

第1款の町税でございますが、町税全体の調定額は18億8,088万1,574円、これに対しまして収入済額は15億8,028万5,703円で、徴収率84.02%、前年度が83.28%でありましたので0.74%の増となり、このうち現年度分の徴収率は96.11%、滞納繰越分の徴収率は、23.14%であります。

第2款・地方譲与税の収入済額は8,378万9,058円であります。

第3款・利子割交付金の収入済額は626万3,000円。

第4款・配当割交付金の収入済額は303万3,000円。

15ページをご覧ください。

第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は99万9,000円。

第6款・地方消費税交付金の収入済額は1億7,469万3,000円。

第7款・自動車取得税交付金の収入済額は2,747万9,000円であります。

第8款・地方特例交付金の収入済額は3,591万9,000円。

第9款・地方交付税の収入済額は44億498万円。

第10款・交通安全対策特別交付金の収入済額は241万3,000円。

第11款・分担金及び負担金の収入済額は1億132万7,470円で、主な収入は第2項の負担金の民生費負担金では私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金などがございます。

17ページをご覧ください。

第12款・使用料及び手数料の収入済額は1億5,251万1,609円で、主な収入は第1項・使用料の商工使用料では、温泉施設使用料、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料、土木使用料の町営住宅使用料などがございます。第2項・手数料の主な収入は、総務手数料の戸籍住民手数料であります。

19ページをご覧ください。

次に、第13款・国庫支出金の収入済額は12億9,009万6,846円で、主な収入は第1項の国庫負担金では民生費負担金の障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、子ども手当交付金などあります。

第2項の国庫補助金の主な収入は、総務費補助金では地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金。教育費補助金では安全・安心な学校づくり交付金などがございます。

21ページをご覧ください。

第14款・県支出金の収入済額は6億5,092万4,457円で、第1項の県負担金では民生費負担金の国民健康保険基盤安定事業費負担金、障害者介護給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金、保育所運営費負担金、子ども手当負担金などが主な収入であります。

第2項の県補助金の主な収入は、総務費補助金では三重県市町村合併支援交付金、民生費補助金では心身障害者医療費補助金。農林水産業費補助金では造林事業費補助金。

23ページの商工費補助金では、ふるさと雇用再生特別交付金や緊急雇用創出事業臨時特例

交付金などがございます。

第3項の委託金では、総務費委託金の県民税徴収取扱委託金、選挙費委託金などが主な収入でございます。

25ページをご覧ください。

第15款・財産収入の収入済額は 3,264万 3,277円で、主な収入は第2項の財産売払収入で土地売払収入と立木売払収入などがございます。

第16款・寄附金の収入済額は 980万 6,000円で、主な収入は外国人漁業技術研修事業寄附金と、水産振興事業寄附金でございます。なお、総務費寄附金につきましては、平成20年度より創設されましたふるさと納税寄附金で、上野起功様、岩崎幸雄様、丸山小より様、それぞれご寄付を受けたものでございます。奨学費寄附金につきましては、紀北奨学金事業に対する寄付として、尾鷲高校長島高PTAからご寄付を受けたものでございます。また一般寄附金につきましては、松永勝彦様から福祉目的として、日本土木工業株式会社様からは創立45周年協賛金と歳末助け合い運動の協賛金として、ご寄付を受けたものでございます。

第17款・繰入金の収入済額は 7,227万 6,308円で、主な収入は第1項の基金繰入金では、災害援護資金償還事業基金からの繰入金でございます。

27ページの第2項の特別会計繰入金は老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計からの繰入金でございます。

第18款・繰越金の収入済額は 4億 9,507万 4,758円で、前年度の歳計剰余金であります。

第19款・諸収入の収入済額は 1億 7,176万 9,924円で、主な収入は第3項の貸付金元利収入では奨学金返還金と、災害援護資金貸付金償還金、29ページの第4項の受託事業収入では、民生費受託事業収入の老人ホーム入所者受託事業と、地域支援事業受託事業などの老人福祉費受託事業収入でございます。

第5項の雑入の過年度収入は、21年度保育所運営費国庫負担金精算交付金などが主な収入でございます。

第20款・町債の収入済額は14億 6,450万円となり、総務債では合併特例事業債、庁舎建設等事業債、過疎対策事業債、農林水産業債で、中山間地域総合整備事業債、31ページの土木債での主なものは、町道中田9号線道路改良事業債、町道小山山側線道路改良事業債など、消防債では避難路整備事業債、教育債では小学校施設改築事業債、その他臨時財政対策債でございます。

以上、歳入合計は予算現額 108億 3,853万 5,000円に対する調定額は 111億 732万 9,353

円であります。調定額に対しまして収入済額が 107億 6,078万 4,410円と、第1款・町税の不納欠損額は 1,120万 7,087円。

第1款・町税、第11款・分担金及び負担金、第12款・使用料及び手数料、第19款・諸収入をあわせた収入未済額が、3億 3,533万 7,856円とあいなりました。

続きまして、33ページからの歳出をご説明いたします。

第1款・議会費の支出済額は1億 371万 4,705円で、主な支出は議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費でございます。

第2款・総務費の支出済額は23億 2,994万 6,909円で、主な支出は第1項の総務管理費の一般管理費では特別職人件費、職員人件費、嘱託職員賃金、総合住民情報システム管理費。

35ページの文書広報費ではケーブルテレビ行政放送事業、文書取扱事務経費。

財産管理費では庁舎・公用車の維持管理購入経費、地区集会所建設事業をはじめ、財政調整基金、地域づくり事業基金、地域振興基金などへの積立金などがございます。

37ページ、企画費は地方バス運行対策事業、移住・定住・交流促進事業などに要した経費でございます。

支所及び出張所費は、嘱託職員賃金、紀伊長島総合支所の管理運営費など。

39ページ、第2項の徴税費の税務総務費は職員人件費や、税務一般事務費に、賦課徴収費は町税の賦課徴収の事務に要した経費でございます。

41ページ、第3項の戸籍住民基本台帳費は、職員人件費、嘱託職員賃金、戸籍電算管理事業などに要した経費でございます。第4項の選挙費は、職員人件費や町議会議員選挙。43ページの参議院議員選挙の執行などに要した経費でございます。

なお、33ページに戻っていただきまして、第1項・総務管理費、また35ページの第5目・財産管理費に記載されております、繰越明許費の 390万 4,000円につきましては、町民センター大会議室の改修や地区集会所修繕等を、平成23年度へ繰り越すものでございます。

45ページをご覧ください。

第3款・民生費の支出済額は23億 2,383万 9,681円で、主な支出は第1項・社会福祉費の社会福祉費総務費は、職員人件費や国民健康保険事業特別会計への繰出金、紀北町社会福祉協議会助成事業、紀北広域連合運営事業に、身体障がい者福祉費では、心身障害者医療費助成事業、障がい者介護・訓練等給付事業などに。

47ページ、国民年金事務費は職員人件費や年金事務に要した経費でございます。第2項の老人福祉費の老人福祉総務費は、老人福祉施設措置事業、介護予防の地域支援事業、後期高

齢者医療特別会計の繰出金に。養護老人ホーム費は、職員人件費や養護老人ホーム管理運営事業に。

49ページ、第3項の児童福祉費の児童福祉総務費は、子育て支援センター設置事業に。保育所費は、職員人件費や児童の保育事業などに要した経費でございます。51ページの児童措置費は、子ども手当等支給事業。母子福祉費は、一人親家庭等医療費助成事業と、乳幼児医療費助成事業などに要した経費でございます。第4項の災害救助費は、災害援護資金の償還事業に要した経費でございます。三重県の償還金の支払いや、災害援護資金償還事業基金へ積み立てたものでございます。

なお、47ページに戻っていただきまして、第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費に記載されております繰越明許費の731万1,000円は、老人ホームのスプリンクラー設置工事を、平成23年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、51ページをご覧ください。

第4款・衛生費の支出済額は、8億6,358万927円で、主な支出は、第1項の保健衛生費の保健衛生総務費では、職員人件費、嘱託職員賃金や救急医療対策事業負担金に。

53ページの予防費では、予防接種事業、母子健診事業、がん検診事業などに。環境衛生費では、火葬場及び霊柩車管理運営事業、浄化槽設置整備事業などに要した経費でございます。

55ページ、第2項・清掃費の清掃総務費は、職員人件費。塵芥処理費はリサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、不燃物処理施設管理事業など。し尿処理費はし尿処理場の管理運営などに要した経費でございます。

57ページをご覧ください。

第3項の上水道費は、簡易水道企業債償還などのための繰出金であります。第5款・農林水産業費の支出済額は、3億7,382万7,889円で、主な支出は第1項・農業費の農業総務費では、職員人件費、東紀州農業共済事務組合負担金、県営中山間地域総合整備事業負担金に。

59ページ農地費では、海岸環境整備事業や一般土地改良事業、農地防災事業などに要した経費でございます。第2項、林業費の林業総務費は、職員人件費に。林業振興費では、森林整備地域活動支援交付金事業に。林業施設費は美しい森林づくり森林整備加速化林業再生事業に。また、61ページの町有林造成費は、職員人件費や町有林の造成などに要した経費でございます。

第3項・水産業費の水産業総務費は、職員人件費に。また、63ページの水産業振興費は漁業振興対策事業にかかる各種補助金や、外国人漁業研修生受入対策事業などに要した経費で

ございます。

なお、57ページに戻っていただきまして、第1項・農業費、第2目・農業総務費に記載されております繰越明許費につきまして、614万5,000円は、中山間地域総合整備事業負担金、ふるさと自然休養村センター修繕工事などを。また、59ページ、第2項・林業費、第3目・林業施設費に記載されております繰越明許費8,137万円は、森林整備加速化林業再生基金事業、森林環境創造事業を、それぞれ平成23年度へ繰り越すものでございます。

63ページをご覧ください。

第6款・商工費の支出済額は、2億1,340万9,863円で、主な支出は、第1項の商工費の商工総務費では、職員人件費。65ページの商工業振興費では、中小企業指導育成事業などに。観光費では、観光活性化対策事業、温泉施設管理運営事業、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業、緊急雇用創出事業などに要した経費でございます。

なお、63ページ、第1項・商工費、第1目・商工総務費に、記載されております繰越明許費1,600万円は、集客施設等誘導案内看板等設置事業などを、平成23年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、65ページをご覧ください。

第7款の土木費の支出済額は、5億4,435万8,848円で、主な支出は、第1項の土木管理費の土木総務費では、職員人件費や地域活性化・きめ細かな交付金事業、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業などに。

67ページの第2項の道路橋りょう費の道路橋りょう総務費では、職員人件費に。道路橋りょう維持費では町道の維持補修事業に。道路橋りょう新設改良費では、町道小山山側線道路改良工事、町道古里江の浦線道路改良工事などに。

また69ページの第3項の河川費の河川総務費では、海岸環境清掃業務委託事業などに、第4項の港湾費の港湾管理費では、港湾環境清掃業務委託事業などに要した経費でございます。第5項の都市計画費、71ページの公園費では、県営公園事業負担金などに。第6項の住宅費では、町営住宅の管理に要した経費などでございます。

なお、65ページに戻っていただきまして、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費に記載されております繰越明許費8,761万円につきましては、土木事業推進及び管理関係事業、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業などを。67ページ、第2項・道路橋りょう費、第3目・道路橋りょう新設改良費に記載されております繰越明許費の6,969万7,000円は、県単道路改良事業を。また、69ページ、第3項・河川費、第3目・砂防費に記載されております、

繰越明許費の3万9,000円は、急傾斜地崩壊対策事業を。また5項・都市計画費、71ページ第2目・公園費に記載されております繰越明許費の1,090万8,000円は、県営公園事業負担金を平成23年度へそれぞれ繰り越すものでございます。

第8款・消防費の支出済額は、5億7,096万3,366円で、主な支出は、第1項・消防費の常備消防費では、三重紀北消防組合への負担金。73ページの非常備消防費では、消防団出動費、消防団員活動費。消防施設費では古里消防団詰所改築工事に。災害対策費では防災行政無線保守点検業務、引本北町避難階段設置工事などに要した経費でございます。

なお、73ページ、第3目・消防施設費に記載されております繰越明許費160万円は、消防機械機具整備管理事業を。第5目・災害対策費に記載されております繰越明許費1,300万円は、きめ細かな交付金事業を、平成23年度へそれぞれ繰り越すものでございます。

次に、75ページ、第9款・教育費の支出済額は、15億1,680万2,818円で、主な支出は第1項の教育総務費、事務局費では職員人件費。教育振興費では、志子小・三浦小・東小屋内運動場屋根改修工事などに。77ページの第2項の小学校費では、小学校11校の管理運営に要した経費のほか、各小学校耐震補強工事などに。学校建設費では、紀北町相賀小学校改築工事に。

79ページの第3項・中学校費では、中学校4校の管理運営に要する経費のほか、学校建設費では紀北中学校改築工事設計業務や校舎屋内運動場の解体工事などに。第4項の幼稚園費では、職員人件費、幼稚園3園の管理運営に要した経費でございます。

81ページ、第5項の社会教育費の社会教育総務費では、職員人件費や東長島公民館、海山公民館の調光操作卓改修工事、若者センター空調室外機改修工事などに。公民館費では、公民館の管理運営に。

また、83ページの郷土資料館費では、郷土資料館の管理運営費に。文化財調査費では、特別天然記念物カモシカ食害対策事業などに要した経費でございます。

85ページ、第6項の保健体育費の保健体育総務費では、社会体育団体活動費等助成事業に。給食施設費では学校給食センター等給食施設の管理運営に。体育施設費では、町体育館、赤羽公園などの管理運営に要した経費でございます。

なお、また75ページに戻っていただきまして、第1項・教育総務費、第3目・社会振興費に記載されております繰越明許費4,652万7,000円は、きめ細かな交付金事業、住民生活に光を注ぐ交付金事業によりまして、学校施設の修繕や公立学校図書整備などを行うものでございます。

81ページの第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費に記載されております繰越明許費の1,500万円は、きめ細かな交付金事業によりまして、海山体育館の修繕を行うもので、平成23年度へそれぞれ繰り越すものでございます。

85ページをご覧ください。

第10款の災害復旧費の支出済額は1,119万3,000円であり、第2項・農林水産施設災害復旧費では、林道此ヶ野向井山線災害復旧工事に、また87ページ、第3項の公共土木施設災害復旧費では町道白倉1号線道路災害復旧工事に要した経費でございます。

第11款の公債費の支出済額は13億8,972万6,672円で、公債費元金と利子の償還でございます。

第14款の予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は予算現額108億3,853万5,000円に対しまして、支出済額は102億4,136万4,678円、繰越明許費繰越額が3億5,911万1,000円、その結果、差引不用額は、2億3,805万9,322円とあいなりました。

89ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額107億6,078万4,000円から、歳出総額102億4,136万5,000円を差し引いた歳入歳出差引額は5億1,941万9,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源7,424万5,000円を差し引いた4億4,517万4,000円を実質収支額として、平成23年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、財産に関する調書についてご説明させていただきます。

昨年度に比べ増減のあったところのみ説明させていただきます。

それでは、91ページからの財産に関する調書をご覧ください。

第1の公有財産(1)土地及び建物でございますが、土地について区分欄の本庁舎の土地が1万823㎡の増となっておりますが、旧尾鷲高等学校長島分校跡地を庁舎用地として取得したものでございます。公共用財産その他の施設では2万3,186㎡の増となっております。これも旧尾鷲高等学校長島分校跡地を生涯学習施設用地として取得したものでございます。宅地317㎡、山林5万8,155㎡、その他2,114㎡の増につきましては、楠慶子様からご寄付を受けたものでございます。

建物の木造につきましては、区分欄、公共用財産の学校の113㎡の減は、紀北中学校の倉庫74㎡と、引本小学校の当直室22㎡、用務員室17㎡を取り壊したことによるものでございます。公営住宅35㎡の減は、山居団地1戸を老朽化により解体したものであります。その他の

施設 444㎡の増は渡利集会所 187㎡、田山集会所 138㎡、大原集会所 119㎡、それぞれ建設によるものでございます。

建物の非木造についての区分欄、本庁舎の 3,853㎡の増は、旧尾鷲高等学校長島分校校舎を庁舎用として取得したものであります。公共用財産の学校の 3,750㎡の減は、相賀小学校屋内運動場やプールの更衣室などの増と紀北中学校の校舎や屋内運動場などの解体による減少によるものであります。

その他の施設 6,986㎡の増は、旧尾鷲高等学校長島分校校舎を生涯学習用施設として取得したものであります。

92ページをご覧ください。

(4)の出資による権利のところ、出資金が、全国遠洋沖合漁業信用基金協会で30万円の増額となっておりますが、これは増資によるものでございます。

93ページをご覧ください。

(3)の基金につきましては、予算編成等による増減であります。主なものといたしましては、区分、動産預金、一般会計のところ、財政調整基金では7億 386万 1,000円、減債基金で2億 4,108万 3,000円、地域づくり事業基金で 9,607万 8,000円、地域振興基金で1億 2,105万 8,000円を積み立てており、福祉事業基金で 434万 6,000円、養護老人ホーム赤羽寮基金 653万円、交通安全対策事業基金で 412万円取り崩し、小計では11億 6,901万 7,000円の増。

特別会計のところでは、国民健康保険財政調整基金で1億 7,233万 1,000円を取り崩しておりまして、小計で1億 8,701万 1,000円の減、基金全体では平成22年度中に9億 8,200万 6,000円増額いたしております。

川端龍雄議長

課長、ちょっとここでお昼の休憩を。

平谷卓也會計管理者

では、続きは昼からということなんで、よろしく申し上げます。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩します。

午後1時10分から再開いたします。

(午後 12時 11分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き会議を進めます。

(午後 1時 10分)

川端龍雄議長

認定第3号から会計管理者の詳細説明を求めます。

平谷会計管理者。

平谷卓也会計管理者

それでは、午前中に引き続きまして、認定第3号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

認定第3号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書102ページからの平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧いただきたいと思います。

では、歳入から説明させていただきます。

第1款の国民健康保険料の調定額は6億2,406万6,217円で、これに対し、収入済額は4億7,518万5,773円で、収納率は76.14%、前年度は74.92%でありましたので、1.22%の増となり、このうち現年度分の収納率は94.18%、過年度分の収納率は12.60%であります。

第3款・使用料及び手数料の収入済額4万9,840円は、保険料の納付証明、督促の手数料であります。

第4款・国庫支出金の収入済額は6億4,454万9,898円で、第1項の国庫負担金は療養給付費等負担金と高額医療費共同事業負担金などであります。

104ページ、第2項の国庫補助金は医療費の支払いに対する財政調整交付金などあります。

第5款・療養給付費交付金の収入済額は1億7,670万6,000円で、三重県社会保険診療報酬支払基金から退職者医療費に対する交付金であります。

第6款・前期高齢者交付金の収入済額は6億833万5,543円で、三重県社会保険診療報酬支払基金からの保険者間の負担の不均衡を調整するための交付金であります。

第7款・県支出金の収入済額は1億857万6,278円で、第1項の県負担金は高額医療費共同事業負担金など、第2項の県補助金は県財政調整交付金であります。

106ページをご覧ください。

第8款・共同事業交付金の収入済額は3億4,146万4,215円で、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に対する三重県国民健康保険団体連合会からの交付金であります。

第9款・財産収入の収入済額は5万958円で、国民健康保険財政調整基金の運用利子であります。

第10款・繰入金の収入済額は3億6,161万7,503円で、一般会計と財政調整基金からの繰入金でございます。

第11款・繰越金の収入済額は8,426万320円で、前年度の歳計剰余金であります。

108ページをご覧ください。

第12款・諸収入の収入済額は268万3,447円で、一般被保険者第三者納付金、国保介護従事者処遇改善臨時特例交付金などがございます。

歳入合計では、予算現額27億4,401万4,000円に対する調定額は29億5,236万219円あります。調定額に対しまして収入済額は28億347万9,775円、不納欠損額1,025万5,475円、収入未済額が1億3,862万4,969円とあいなりました。

続きまして110ページからの歳出をご説明させていただきます。

第1款・総務費の支出済額は5,007万2,487円で、主な支出は第1項の総務管理費では職員人件費や三重県国民健康保険団体連合会への負担金。第2項の徴収費では、保険料の賦課徴収などに要した経費でございます。

第2款・保険給付費の支出済額は19億2,989万4,375円で、主な支出は112ページの一般及び退職被保険者の診療報酬と高額医療費、出産育児一時金、葬祭費の支払いなどに要した

経費でございます。

114ページをご覧ください。

第3款・後期高齢者支援金等の支出済額は2億3,732万2,691円で、主な支出は後期高齢者支援金等を三重県社会保険診療報酬支払基金へ納付したものでございます。

第4款・前期高齢者納付金等の支出済額は41万9,700円で、前期高齢者納付金等を三重県社会保険診療報酬支払基金へ納付したものでございます。

第5款・老人保健拠出金の支出済額は30万4,345円で、三重県社会保険診療報酬支払基金への老人保健医療費及び事務費としての拠出金でございます。

第6款・介護納付金の支出済額は1億831万4,589円で、三重県社会保険診療報酬支払基金への介護納付金でございます。

第7款・共同事業拠出金の支出済額は2億9,351万3,912円で、高額医療費の共同事業を行ったための三重県国民健康保険団体連合会への拠出金であります。

116ページをご覧ください。

第8款・保健事業費の支出済額は1,169万5,502円で、特定健康診査等事業、保健衛生普及などに要した経費でございます。

第9款・基金積立金の支出済額は5万958円で、国民健康保険財政調整基金への積み立てでございます。

118ページをご覧ください。

第10款・公債費の支出はございませんでした。

第11款・諸支出金の支出済額4,058万2,379円は、平成21年度療養給付費等負担金の返還、平成19年度国民健康保険財政調整交付金等の交付額の確定による返還などに要した経費でございます。

第13款の予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額27億4,401万4,000円に対しまして、支出済額が26億7,217万938円となり、その結果、差引不用額7,184万3,062円とあいなりました。

120ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は28億348万円から、歳出総額26億7,217万1,000円を差し引いた歳入歳出差引額は1億3,130万9,000円となりまして、これを平成23年度へ繰り越すものでございます。

平谷卓也会計管理者

続きまして、認定第4号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に

ついて、ご説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

認定第4号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度紀北町後期
高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書127ページからの平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算事項別明細書をご覧ください。

歳入から説明させていただきます。

第1款・後期高齢者医療保険料の調定額は1億2,264万7,376円、収入済額は1億2,067
万3,823円で、収納率は98.39%であります。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は4,000円で、後期高齢者医療保険料にかかる督促
手数料の収入でございます。

第4款・繰入金の収入済額は3億4,628万3,506円で、一般会計からの繰入金でございま
す。

第5款・繰越金の収入済額は8万166円で、前年度の歳計剰余金であります。

第6款・諸収入の収入済額は2,578万8,668円で、平成21年度療養給付費負担金の精算金
などでございます。

以上、歳入合計は、予算現額4億7,258万8,000円に対する調定額は、4億9,480万3,7
16円であります。調定額に対しまして収入済額が4億9,283万163円、不納欠損額は5万5,
516円、収入未済額は191万8,037円とあいなりました。

続きまして、129ページからの歳出をご説明いたします。

第1款・総務費の支出済額は1,149万2,631円で、主な支出は第1項の一般管理費で職員
人件費や、後期高齢者医療電算システム保守委託などに要した経費でございます。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は4億5,604万3,239円で、三重県後
期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

第4款・諸支出金の支出済額は16万4,628円で、主な支出は後期高齢者医療特別会計の前
年度精算による一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額4億7,258万8,000円に対しまして、支出済額が4億6,770

万 498円となり、その結果、差引不用額は 488万 7,502円とあいなりました。

131ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額 4 億 9,283万円から、歳出総額 4 億 6,770万円を差し引いた歳入歳出差引額は 2,513万円となり、これを平成23年度へ繰り越すものであります。

平谷卓也会計管理者

続きまして、認定第 5 号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

認定第 5 号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年 9 月 6 日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、138ページからの平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧いただきたいと思います。

それでは、歳入からご説明いたします。

第 1 款・サービス収入の収入済額は 1 億 7,555万 5,242円で、居宅介護サービス及び施設介護サービスによる収入でございます。

第 4 款・寄附金の収入済額は 1 万円で、老人ホーム赤羽寮夏祭り協賛金として、まるみ食品様よりご寄付を受けたものでございます。

第 5 款の繰入金の収入済額 1,990万 8,420円で、紀北町指定介護老人福祉施設基金からの繰入金であります。

第 6 款の繰越金の収入済額は 863万 2,599円で、前年度の歳計剰余金であります。

第 7 款・諸収入の収入済額は 519万 1,026円で、主な収入は第 3 項・利用料減免補助金で、紀北広域連合からの利用者負担額軽減措置にかかる補助金、第 4 項・介護職員処遇改善交付金で、国民健康保険団体連合会から交付されるものでございます。

140ページ、歳入合計は、予算額 2 億 531万 2,000円に対する調定額は 2 億 933万 6,709円であります。調定額に対しまして、収入済額は 2 億 929万 7,287円、収入未済額は 3 万 9,422 円とあいなりました。

続きまして、142ページからの歳出をご説明させていただきます。

第1款・総務費の支出済額は1億7,156万45円で、職員人件費や事務、施設管理などに要した経費でございます。

第2款・サービス事業費の支出済額は794万7,074円で、居宅介護サービス事業に要した賃金や需用費などがございます。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

なお、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費に記載されております、繰越明許費1,415万円は、老人ホーム管理運営事業を、平成23年度へ繰り越すものでございます。

144ページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額2億531万2,000円に対しまして、支出済額は1億7,950万7,119円となり、その結果、差引不用額は1,165万4,881円とあいなりました。

146ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額2億929万7,000円から、歳出総額1億7,950万7,000円を差し引いた歳入歳出差引額は2,979万円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1,415万円を差し引いた1,564万円を実質収支額といたしまして、平成23年度へ繰り越すものでございました。

以上、一般会計ほか特別会計3件につきまして、決算の概要を説明させていただきました。十分ご審議のうえ、ご認定賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

川端龍雄議長

次に、認定第6号についての詳細説明を求めます。

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

それでは、平成22年度紀北町水道事業会計決算認定について説明させていただきます。

提出議案15ページをご覧くださいと思います。

認定第6号 平成22年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成22年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、認定第6号の平成22年度紀北町水道事業会計決算の内容を説明させていただきます

ます。

先に決算書の付属書類の平成22年度紀北町水道事業報告書により、水道事業の概況報告をいたしますので、決算書の13ページをお開きください。

平成22年度紀北町水道事業報告書を朗読させていただきます。

平成22年度紀北町水道事業報告書

総括事項でございますが、(ア)収益的収支

総収益は3億9,749万2,643円(消費税込額4億1,659万36円)、総費用は3億6,730万2,920円(消費税込み額3億8,394万3,811円)となり、その結果、収支差引におきまして3,018万9,723円の純利益を生じ、前年度繰越利益剰余金1億3,654万3,704円と合わせますと、1億6,673万3,427円の当年度未処分利益剰余金となりました。

次に、資本的収支でございます。

資本的収入の総額は8,313万7,593円で、主なものは企業債4,330万円でございます。

一方、資本的支出の総額は2億4,187万9,853円で、この内、建設改良費は8,384万6,700円で、主なものとしまして、紀伊長島区において、古里・道瀬簡易水道統合整備事業として、古里1工区と道瀬1工区の配水管布設替工事を実施いたしました。また十須簡易水道において此ヶ野地区の配水管布設替工事を実施しました。

このほか前年度からの繰越事業である町道古里江ノ浦線上水道配水管布設工事と町道茂原前山線配水管布設替工事(その2)が完成しました。

海山区におきましては、北部簡易水道において、中里地区配水管布設替工事、上里地区配水管布設替工及び国道42号上里地区交差点改良工事に伴う配水管小移転工事を実施しました。

次に、企業債本年度借入高は1億4,590万円でございます。償還高は2億6,063万3,153円で、本年度末の企業債未償還残高は20億1,309万3,232円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,874万2,260円は、当年度分消費税資本的収支調整額221万6,018円、過年度分損益勘定留保資金1,062万9,685円、当年度分損益勘定留保資金1億4,589万6,557円で補てんいたしました。

以上が水道事業の概況であります。今後も適正な設備投資や有収率の向上に努めるなど、経営の健全化と給水の安定化に一層の努力をまいります。

それでは、決算書類を説明させていただきます。

2ページから3ページをお願いします。

ここにつきましては税込みの額で示しております。

まず、(1) 収益的収入及び支出の収入でございます。第1款・水道事業収益の決算額は、4億1,659万36円で、予算額に対し1,016万9,036円の増となっております。

第1項・営業収益の決算額は2億8,306万1,436円で、主なものとしまして、紀伊長島区と海山区の上水道の水道使用料2億8,044万1,587円であります。

第2項・営業外収益の決算額は121万6,452円で、主なものは預金利息72万8,644円、上水道企業債償還利子にかかる一般会計からの補助金35万2,608円であります。

第3項・簡易水道営業収益の決算額は1億1,830万6,759円で、主なものは紀伊長島区と海山区の簡易水道の水道使用料1億1,680万8,217円であります。

第4項の簡易水道営業外収益の決算額は1,400万5,389円で、これは簡易水道企業債償還利子にかかる一般会計からの補助金であります。

次に、支出でございます。第1款・水道事業費用の決算額は3億8,394万3,811円で、予算額に対して1,502万4,189円の不用となっております。

第1項・営業費用の決算額は2億3,183万6,703円で、不用額は228万8,641円でありませぬ。支出の主なものは職員9名分の給与費7,397万983円、減価償却費9,108万293円、固定資産除却費873万332円、検針・集金業務委託料498万490円、電算委託料249万8,560円、水質検査委託料107万6,040円、水源地の動力費1,699万4,174円等でございます。

次に、第2項・営業外費用の決算額は3,491万9,254円で、主なものは、企業債償還利息2,225万5,554円、消費税納付額1,266万3,700円であります。

第3項・簡易水道営業費用の決算額は8,986万794円で、予算額に対して1,220万874円の不用額でございます。

支出の主なものとしまして、職員1名分の給与費746万4,283円、減価償却費3,696万6,398円、固定資産除却費981万3,426円、検針集金業務委託料172万8,200円、電算委託料107万810円、水質検査委託料226万3,590円、水源地の動力費1,062万704円等でございます。

次に、第4項・簡易水道営業外費用の決算額は2,716万4,746円で、これは簡易水道企業債償還利息でございます。

次に、第5項・特別損失の決算額でございますが、決算額は16万2,314円で、これは不納欠損分と過年度現額更正分であります。

次に、4ページから5ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出でございます。

まず収入でございますが、第1款・資本的収入の決算額は 8,313万 7,593円で、予算額に対して2,578万 9,407円の減額となっております。

第1項の負担金の決算額は 520万円で、消火栓13基分の設置工事負担金であります。

第2項・補助金の決算額は 3,463万 7,593円で、簡易水道企業債の償還元金に伴う一般会計からの補助金 3,032万 4,593円、古里・道瀬簡易水道施設整備費国庫補助金 431万 3,000円であります。

第3項・企業債の決算額は 4,330万円でございます。内訳は古里・道瀬簡易水道施設整備事業に伴う起債額 1,250万円、茂原前山線配水管布設替事業に伴う起債額 570万円、此ヶ野地区配水管布設事業に伴う起債額 1,950万円、中里地区配水管布設事業に伴う起債額 390万円、上里地区配水管布設事業に伴う起債額 170万円であります。

次に、支出でございます。

第1款・資本的支出の決算額は 2億 4,187万 9,853円で不用額は 1,604万 4,747円となっております。

第1項・建設改良費の決算額は 8,384万 6,700円で、不用額は 1,604万 3,900円です。支出の主なものとしまして、古里・道瀬簡易水道統合整備事業における実施設計業務 910万5,600円、古里・道瀬地区配水管布設工事道瀬1工区が 707万 7,000円、同事業の古里1工区が 474万 9,150円、此ヶ野地区配水管布設替工 2,393万 2,650円、町道古里江ノ浦線上水道配水管布設工事 566万 8,950円、町道茂原前山線配水管布設替工事 874万 2,300円などであります。

第2項・企業債償還金の決算額は 1億 5,803万 3,153円で、上水道企業債の通常分の償還金 1億 195万 1,848円、簡易水道企業債の通常分の償還金 5,608万 1,305円です。

なお、資本的収入額の 8,313万 7,593円に対し、資本的支出額が 2億 4,187万 9,853円でありましたので、不足する額 1億 5,874万 2,260円は、当年度分消費税資本的収支調整額 221万 6,018円、過年度分損益勘定留保資金 1,062万 9,685円、当年度分損益勘定留保資金 1億 4,589万 6,557円で補てんいたしました。

次に、6ページをご覧いただきたいと思えます。

平成22年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

これらは税抜きの額で示しております。

1の営業収益は給水収益とその他収益の合計 2億 6,958万 8,893円です。

2の営業費用は、①の原水及び上水費から⑥のその他の営業費用までの合計 2億 2,945万

2,432円であります。

3の営業外収益は、①の受取利息及び配当金から③補助金までの合計が122万2,446円でございます。

4の営業外費用は2,225万5,554円でありまして、当年度上水道経常利益は1,910万3,353円となりました。

次に、5の簡易水道営業収益は、給水収益とその他収益の合計1億1,267万5,915円あります。

6の簡易水道営業費用は、①の原水及び上水費から⑥のその他の営業費用までの合計8,826万7,874円あります。

7の簡易水道営業外収益は1,400万5,389円あります。

8の簡易水道営業外費用は2,716万4,756円でありまして、当年度簡易水道経常利益は1,124万8,684円となります。

9の特別損失は16万2,314円で、当年度分の純利益は3,018万9,723円となりまして、これに前年度繰越利益剰余金1億3,654万3,704円を合わせますと、当年度未処分利益剰余金は1億6,673万3,427円となりました。

次に、7ページから8ページの平成22年度紀北町水道事業剰余金計算書でございますが、こちらも税抜きの額で示しております。

まず、7ページの利益剰余金の部でございます。1.減債積立金は、今回、50万円を繰り入れましたので、当年度末残高は2,977万1,790円となります。

2の建設改良積立金は、今回は、異動がなく、当年度末残高は2億789万6,413円となり、積立金の合計額は2億3,766万8,203円あります。

3の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金、年度末残高1億3,654万3,704円に、当年度純利益3,018万9,723円を加えた結果、当年度未処分利益剰余金は1億6,673万3,427円になります。

次に、8ページの資本剰余金の部でございます。

1の国庫補助金でございますが、当年度発生額431万3,000円から、当年度処分量40万9,381円を差し引いた額を、前年度末残高に加えますと、当年度末残高は5億597万7,416円となります。

2の県費補助金につきましては、当年度は発生しておりませんので、前年同様の7,651万3,900円となります。

3の一般会計補助金でございますが、当年度発生額 3,032万 4,593円から、当年度処分額 132万 3,682円を差し引いた額を前年度末残高に加えますと、当年度末残高は2億 2,183万 384円となります。

4の工事負担金でございますが、当年度発生額 520万円から、当年度処分額24万 7,619円を差し引いた額を前年度末残高に加えますと、当年度末残高は7億 5,640万 5,345円となります。

5の受贈財産評価額でございますが、当年度発生額 9万 7,810円を、前年度末残高に加えますと、当年度末残高は2億 7,167万 4,918円となります。

その他の6の、その他の資本剰余金及び7の災害補助金につきましては、当年度は発生しておりませんので、合計しますと翌年度繰越資本剰余金は、18億 7,885万 6,712円となりました。

次に、9ページをご覧いただきたいと思います。

平成22年度紀北町水道事業剰余金処分計算書案でございます。ここも税抜きで示しております。

これは地方公営企業法第32条第1項及び同法施行令第24条第1項の規定に基づき、当年度純利益 3,018万 9,723円の20分の1以上の額 8,500万円を、減債基金として、今回、積立てをするものでございます。

次に、10ページから11ページをご覧いただきたいと思います。

平成22年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。ここも税抜きの額で示しております。

まず資産の部でございますが、1の固定資産では、有形固定資産と無形固定資産を合わせた合計額は41億 9,412万 1,790円であります。

2の流動資産では、現金預金 4億 8,944万 1,850円、未収金 4,974万 6,355円、貯蔵品 669万 5,619円の流動資産合計額は5億 4,588万 3,824円で、資産合計額は47億 4,000万 5,614円であります。

次に、負債の部でございます。

流動負債の合計額並びに負債の合計額は、4,079万 6,939円であります。

次に、11ページの資本の部でございます。

4の資本金でございますが、自己資本金と借入資本金を合わせた資本金合計額は24億 1,595万 333円であります。

5の剰余金のうち、資本剰余金の合計額は18億 7,885万 6,712円でありまして、利益剰余

金の減債積立金は 2,977万 1,790円、建設改良積立金は 2億 789万 6,413円、当年度未処分利益剰余金は 1億 6,673万 3,427円でありますので、利益剰余金の合計額は 4億 440万 1,630円であります。

剰余金の合計額は22億 8,325万 8,342円となりまして、資本の合計額は46億 9,920万 8,675円となり、負債資本の合計額が47億 4,000万 5,614円となりました。この負債資本の合計額と資産の合計額とが合致いたしております。

平成23年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

次に、12ページからの決算付属書類につきましては、主なところだけを説明させていただきます。

14ページは議会の議決事項と、職員に関する事項でございます。水道課の本年度末、職員数は10名でありまして、前年度より2名の減となっております。

15ページは 200万円以上の建設改良工事の概況を付けさせていただいております。

16ページは事業会計の上水道と簡易水道の業務量について掲載しております。

年間有収水量率は、有収水量を総配水量で割った利率であり、有収水量率が上がれば利益率が良くなることとなりますので、漏水などを調査し、有収水量率の向上に努めてまいります。

また、総配水量につきましては、上水が14万 9,936m³の増となっております。これにつきましては高速道路建設に伴う現場事務所及び宿舍等の建設に伴うものと思われま

次に、17ページにつきまして、収入でございます。17ページは収入・費用に関する事項です。6ページの損益計算書の抜粋でございます。

18ページは、重要契約の要旨として 500万円以上の工事契約と企業債の概況でございます。本年度末残高は、前年度から 1億 1,473万 3,153円減少し、20億 1,309万 3,232円となりました。

19ページから22ページまでは、収益、費用の明細書を付けさせていただいております。これらも税抜き表示となっております。

23ページから24ページは固定資産の明細書でございます。

それと、25ページから28ページまでは企業債の明細書を付けさせていただきました。

以上が、平成22年度紀北町水道事業会計決算の内容でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

以上で、議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

これから、各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は議長が宣告した議題については、3回以内となっております。委員会での審査は十分にできますので、自分が所管する委員会に付託された案件につきましては、申し合わせにもありますように、大筋の質疑に止めていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮のほどお願いいたします。

なお、発言の際には、マイクの調整を行っていただきますよう、質問者及び答弁者にもお願い申し上げます。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第10

川端龍雄議長

日程第10 議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑については、分割して行うこととして、4ページの第2表の債務負担行為補正から、12ページまでの歳入についてと。また、歳出については13ページの2款・総務費から、19ページの5款・農林水産業費までと。また20ページの7款・土木費から40ページの給与費明細書までに3分割して、質疑を行いたいと思います。まず4ページの第2表・債務負担行為補正から、12ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

この一般会計の補正を見ますとですね、3,400万円、22年度で繰越を予定しておったところが、4億1,100万円になったということは、22年度の決算を分析しなければならないんですけども、私、個々のほうで把握されておると思うんですけども、それで残った金を3億8,000万円、いわゆる地方債式に積み立てると、この点について一番大まかなところですね、歳入のね、その辺のご答弁をお願いいたします。

川端龍雄議長

タグだけ何ページから。

5番 瀧本攻議員

6ページの。

川端龍雄議長

6ページですね。

5番 瀧本攻議員

6ページもどこでも載っとるけどね。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えいたします。繰越金のことかと思いますが、繰越金ですね、当初に3,400万計上させてもらいまして、今回の補正で4億1,117万4,000円ということなんですが、当初のところですね、先に3,400万円分をですね、あげさせてもらったということで、決算するまではどれだけになるかというのは、当然わかりませんので、あげさせてもらったということでございます。今回の合わせましてですね、実質収支が4億4,517万4,000円ということに、繰越金になったわけなんですけど、その大きな要因としましてはですね、特別交付税がですね、特交のほうは2億予定、予算計上しておりましたが、2億3,000万円ぐらいですね、4億3,000万円、2億3,000万円多くですね、3月の末でないと、特別交付税のほうというのはわかってきませんので、そこら辺が多く交付していただきましたので、主な要因としましては、そのところが多くなったということでございます。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

2億3,000万円、交付税が増えたということは、そのなぜ増えたかということまでは、わからないんですか。それで結局、4億1,100万円増えとるわけですね、2億3,000万のこれを引くとですね、あと1億8,000円増えておるわけですね。1億8,000万はどういうことですか。それはいわゆる、その22年の決算で不用額として出てきたのかどうかということですか。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えいたします。先ほど、決算、実質収支の状況としましては、要因としましては、一番主なものが先ほどの歳入にかかる特別交付税の4億3,000万円交付されまして、2億3,000万円ですね、増えたことと。それから後、歳出のほうでは不用額のほうがございまして、2億どれだけかの不用額の中に、一般財源の不用額がございまして。それから、繰越事業の分で4,200万円ほど繰り越して、予定したよりも入札差金とかどうかで、残ってきたお金がございまして、合わせまして、それらまた細かい要因もあるんですが、そこら辺、不用額とそれから繰越の不用額とか、そういったものを合わせまして、入の要因と歳出の要因と合わせまして、そのような格好になっております。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

だいたい年間45億ぐらいの、その交付税を、40数億ですよ、その約5%ぐらいですね、増えとるわけですね。その要因は何かということ、僕は、課長に質問したはずなんですわ。それのご答弁をお願いいたします。

川端龍雄議長

財政課長。

堀秀俊財政課長

すいません。増えた要因、先ほど特別交付税のほうの要因でよろしいでしょうか。これはですね、特別交付税につきましては、いろんな事情で県のほうからですね、裁量的にいろんな災害があったりとかですね、財政力の弱いところへとか、そういった配分をしていただくということで、今回たくさん配分していただいたということでございます。細かい理由でどうのこうのということは、こちらちょっと承知しておりません。以上であります。

川端龍雄議長

よろしいですか。

よろしい、山岡副町長。

山岡哲也副町長

町長とともにですね、常々ですね、地域振興担当理事とですね、市町有在設置、市町のところは、お伺いしておりまして、親交を深めておりますので、そういったあの配慮はあったかもしれませんが、その点についてはちょっと書類上は何もいただいておりますので、

ただ我々としては精一杯ですね、お願いしていく、今後もですね、していきたいと思っております。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

それでは、次に、歳出の13ページの2款・総務費から、19ページの5款・農林水産業費までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

13ページですね、基金管理事業3億5,400万円、これ財調ほかという説明であったわけなんですけども、内訳をお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

ただいまの質問にお答えいたします。基金積立金、今回3億5,432万1,000円の内訳としまして、まず財政調整基金のほうへ3億1,016万3,000円を積みさせていただきたいと思えます。それから、減債基金4,000万円、それから交通安全対策事業基金415万8,000円が内訳となっております。以上であります。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

交通安全の対策事業基金に、415万8,000円ということでもありますけども、これはですね、交通事故はですね、多発しておるわけですね。頻発しておると言えるかと思うんですが、危険箇所もですね、町内には無数にあって、それから地域からの要望も多いと思うんですが、このような状況の中にあってね、積み立てますということは、いかがなものかと思うんですが、そういう点はいかがでしょう。

川端龍雄議長

住民課長。

工門利弘住民課長

ただいまのご質問にお答えします。実は先ほどの 415万 8,000円の部分なんですけども、この部分はですね、交通災害共済というのが以前ございまして、平成20年度まで、20年3月までございまして、その部分が県全体でやっとなった事業なんですけども、それがいろんな保険ができたということで、県民の方もいろいろ保険をですね、選択できる時代になったということで、廃止ということになりました。そしてその時にですね、その剰余金をですね、配分するということで、平成20年度にも2千何百万ですね、基金を積み立てる事業を行っておりますが、その請求がですね、この23年3月で最終的な請求も終わりました。そして、最終的にですね、県で余ったお金をですね、各市町村にその時の按分と同じ率でですね、配分したわけでございます。その部分を基金積立事業として、積み立てるというものでございまして、例えばこれをですね、交通安全対策の予算にということになりますと、今年度ですね、その全額を注ぎ込むということになりますんで、一旦その基金へ積んでですね、そして毎年、交通安全に必要な予算に対して、それを取り崩して充当していくと、そういうふうな使い方でございますので、今回その基金に積み立てるということで、ご理解願いたいと思います。よろしく申し上げます。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

えっとですね、その用途なんですけどもね、私は前の議会にもですね、指摘しましたんですけども、交差点等のね、停止線、白線、これはまあ消えておったり、また薄くなっている箇所が、町内あっちこっちにあるということで、指摘したわけなんですけども、そういうことはですね、どのようになっておられるのか。点検をしてですね、必要なところはきちっと引き直してやったのかどうかね。いかがですか。

川端龍雄議長

所管の課長、挙手を、上村建設課長。

上村康二建設課長

交通安全対策事業として、建設課のほうでですね、停止線の白線を引き直したり、あるいはガードパイプ、そういったものは建設課のほうで実施はしております。

川端龍雄議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あのね、町長、この積み立てするのもいいんですけどね、国からのそんだけのお金が、3億5,400万円、これ積立しとるんですけども、何かですね、防災に関してもそうだけど、何かこの町の今、景気も低迷しとる中でですね、何か早急にやらなあかんということは、たくさんあると思うんですよ。そういう事業のいろんな先頭に、それは切って、町長がですよ、各課担当にいろんな考えを具申してですね、何かないかということで、そういうとこの使い道で、これ基金積立したらいいというもんじゃなくてね、もっとその使い方を考えるものじゃないかと思うんですけど、そこのところはどう考えます、町長。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございます。とりあえず今回はですね、このいただいたものを基金へ入れるということですので、積極的にですね、特に今回、3.11から避難路のこともありますので、そういったものにも充当していきたいと思っておりますので、そういった意味からすると、事業計画をしっかりと持った上でですね、この基金を取り崩すこともあろうかと思いますが、その枠内でも、交付税、入の分の枠内でも一生懸命やっていきたいと、それで足りない部分はですね、財調とか目的基金が今、松永議員もおっしゃったですけど、そういったものに積極的にですね、使っていきたいと思えます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その中でね、町長。やはりこの今一番のこの地域で、地場産業の農林、漁業ですね、が一番低迷している。その中でなんかこの活性になるような、町長、この考えはありますか。やはりこれ3億からですね、この積み立てて遊ばせておくんじゃなくて、国から来た補助金の中をもっと有効的に活かすような使い方をですね、町これはもう本当に、各課担当課長、いろいろあると思うんですけど、課長なんかも一丸となってですね、それをせな、この町の繁栄、また将来というもんは見えてこんと思うんですけど、どう思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地場産業のみならずですね、いろいろな住民の皆さんの安全・安心を守る、そういった部分でも本当に、今、おっしゃったようにですね、各課で知恵を絞りながらやっていきたいと思っておりますので、またいろいろと検討していきたいと思っております。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出20ページから7款・土木費から40ページの給与費明細書までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

玉津充君。

8番 玉津充議員

23ページですね、災害対策費についてお伺いします。地震・津波災害避難路整備事業で4,880万7,000円が組み込まれておりますが、これの具体的な内容を教えてください。それとそのものがですね、この自主防災会から出てきております、要望事項のどれに当たるのか、またはそれ以外の物件なのか。その辺のことを教えてください。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

お答えします。工事のほうでございますけども、まずですね、今回の工事につきましては、6事業ございます。まず1点目はですね、引本津呂町津波避難路設置工事で1,050万円、続きまして、矢口神社津波避難路用橋梁改修工事で259万2,000円、3点目がですね、東長島津波避難用呼崎1号橋改修工事で1,050万円、それで、次に続きましてですね、役場本庁議会棟屋上安全柵設置工事、東小学校屋上安全柵設置工事で267万8,000円、すいません、先ほどの議会棟ですけども、118万2,000円でございます。6つ目がですね、相賀新町公園地津波避難路整備工事で570万円でございます。合計、工事費がですね、3,315万2,000円でございます。そのほかにですね、紀北町防災マップ防災情報整備業務委託で325万5,000円、引本津呂町津波避難路測量設計業務委託で315万円、東長島津波避難用呼崎1号橋測量設計業務委託で525万円でございます。

それですね、各住民防災会から出てきたのと、どこの分団のということでございますけれども、まず1点目の工事につきましては、引本津波津呂町津波避難路整備工事につきましては、この引本地区ですね、学校側ですね、PTA側からですね、要望がありました件ということですね、それとですね、矢口につきましては、矢口神社津波避難路用橋梁改修工事につきましてもですね、これ矢口小学校のほうと地区からの要望でございます。長島ですね、津波避難用呼崎1号橋改修工事につきましては、これはですね、小学校PTAのほうからの要望でございます。それと役場本庁議会棟屋上安全柵設置工事につきましては、これはですね、本地自治区が津波のタワーもですね、要望があるということで、これに代わるものですね、ということですね、地区の住民の方とか、来場者の方ですね、町内へ来庁される方ですね、避難できるということで、これを検討しております。上げさせていただきました。

続きまして、東小学校屋上安全柵設置工事につきましては、PTA側から小学校側からの要望でございます。相賀新町公園地津波避難用整備工事につきましては、相賀区からの要望でございます。以上でございます。

川端龍雄議長

よろしいですか。

玉津充君。

8番 玉津充議員

PTAうんぬんというのは、これに載ってなくて、後から出てきたということなんかということですね。6件あって、今、4件は、この自主防災会から出てきた要望に対する改善策だということをお伺いしました。で、あと2件のことですね、それが1つと。

もう1つですね、6月議会と我々の防災特別委員会で、これいただいて、合計201件の、この項目をいただいておりますが、先般ありました自治連との懇談会などではですね、どうも206件というふうに言われておられるので、その、この後も、その5件というのですね、どういうことなんか。その点についてお聞かせください。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

お答えします。先ほどのですね、2件につきましてはですね、教育委員会、学校ですね、そのようなことで要望をいただいてですね、整備していくということでございます。それとですね、あとの5件の追加のことですよね。その分につきましてはですね、その分の追加と

ということですね、をさせていただいたということで、5月に一旦はですね、27日に締めたんですけども、その後の追加ということですね、今のところ 201件から 206件というふうなことですね、お答えをさせていただいております。以上でございます。

川端龍雄議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

我々これをいただいて見ておりますんでね、追加等あれば、別個の形でですね、こういうことが追加されたということをお知らせいただきたいと思うんですが、その追加された項目について、我々議員にも、その項目を配付していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

危機管理課長。

五味啓危機管理課長

大変失礼しました。追加をですね、出させていただきます。今ですね、資料という、後ほどで、追加ということの資料を出させていただいてよろしいです。はい、では。

川端龍雄議長

資料。3回質問して、それにおいて質問ありませんね。

8番 玉津充議員

はい。

川端龍雄議長

そうしたら、今、用意できとる。後で。それでは後でよろしいですね。

では、ほかに質問される方はございませんか。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

18番です。これ歳入のほうに上がっているんですが、歳出にこれに相当するものが、どこにあるのか。ちょっとわからんので、12ページにね、建設関係総合賠償金、保険金が24万 8,000円入ったよというのが、どこで一体だいたいちょっと総合賠償金という言葉の意味が、なんの賠償金で、なんか事故があったのか、どこから入っとんのか。それは歳出ではどれが相当するののかというお尋ねをいたしたいんです。どこにあるのかと。

それとね、1点だけちょっと確認しときます。先ほど、防災課長の、23ページの関係で、

防災マップ製作っていってましたが、ちょっとこれは確認だけです。私は委員会の委員長ですんで、町長にお尋ねしたいんですが、防災マップをつくるということですが、群馬大学の大学の片田教授の話は聞かれたと思いますが、片田教授、聞かれとるでしょう。片田教授は教育関係、子どもたちに防災マップなんか信用するなど、行政のことを想定らあ、絶対信じてはならんという形で、各地でお話しとるんですよ。それにも関わらずあえて防災マップをつくるということですね、その辺の確認だけしておきます。

川端龍雄議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

お答えをいたします。賠償金ですね、24万 8,000円の支出はどこにあるのか。

川端龍雄議長

ちょっとマイクを。

上村康二建設課長

どこにあるのかということなんですけども、20ページの、歳出の20ページのですね、土木事業推進及び管理関係事業ということで、24万 8,000円、これにあたります。

18番 北村博司議員

賠償金ってなんのこと。

上村康二建設課長

すいません。賠償金の24万 8,000円につきましては、桂城隧道内の損傷事故。

川端龍雄議長

聞こえにくいから、ちょっとマイクを少し。

上村康二建設課長

桂城隧道内の走行車両の損傷事故によるものでございます。その示談が決定したということで、今回、出させていただきました。示談金です。

川端龍雄議長

よろしいですか。

尾上町長。

尾上壽一町長

防災マップにつきましてお答えをさせていただきます。防災マップといいましてもですね、今までのやつは想定マップではございません。これはですね、各地区の海拔をいろいろこう

表示して、まだ今は案です、案ですけど、そういうものをつくっていきたい。いろいろな各地区の海拔の高さを記入した地図でありまして、それから、例えば10mから、ここはということ色を塗ったり、20mから色、それで逃げる高さのほうですね、マップをつくりたいということでございます。そういうことですので、津波がここまでくるといのは、もちろん防災のほうでも、特別委員会の際にでもお話させていただいたかも知れませんが、これ9月以降が県が想定しますので、うちといたしましては、そのインターネットからもですね、見えるし、住民の皆さんがどういう形で逃げる道をするかという、今、案なんですけど、お認めいただいたらのことなんですけど、そういったものをですね、海拔表示したものを、それから避難路表示をしたものをつくらせていただきまして、家庭もしくは地域にそのマップを配らせていただきまして、家庭会議をしていただきまして、自分たちはこの道から行く、自分たちこの道、その会議をしていただく、地域は地域でそれを活用していただきまして、会議をしていただく、そういった資料をですね、作るということで、海拔シールと同じようなことで、今、現在の海拔などを、紀北町の全地区がわかるような地図をつくりたいと、そういうことでございます。

片田さんの意見はですね、本当に私も2度、3度と聞いておりますので、本当に想定を、行政を信じるなというんではないんですが、きちっとですね、自らの命を守ることに主体的たれと、片田先生はおっしゃっております。そういった意味から、自分たちが今いったような地図とかですね、そういったものを活用していただいて、自分たちでどうやって自分の命を守るか、これを重点的に考えてくださいということを、片田先生のおっしゃるようなことも提案していきたいということで、このマップでございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

先ほどのその玉津議員のお答えになった中身の続きですけども。

川端龍雄議長

奥村君もう少しマイクを、マイクを前にやってください。

9番 奥村武生議員

引本のもですね、その工事の施策の、どのようにするのかということですね、大体のことを私は聞いてますけども、ほかの皆さんもおることですので、具体的にそのわかるように説

明いただきたいと。

それから、なぜこのような、施策になったのか。

それから、今まで私はしつこいほど、これ言ってきたと思うんですよ。ここの問題につきましてはですね、幼稚園や子どもたちのことが関わっておるわけですから。ここのその施策にかかる試案を、構想をつくったのは誰なのか。そしてこの構想、2つの試案を示したと聞いているけども、どんなものであったか。

それから、私はこの一般廃棄物を全部とれと言っとるわけですよ。それとこれについての、ここにある撤去するですね、この1,000万円というのは、どのような形で五味課長は、あれしたのかと、どこから出てきたのかと。これについて、ちょっとお聞きしたい。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

ただいまの質問にお答えします。まずですね、引本ですね、幼稚園ですね、裏のですね、避難経路、避難路ですか、それを考える上でですね、一番まず障害になったというんですか、そのことはですね、引本自治会のほうでですね、避難路に予定している場所にですね、墓石がですね、整理、墓の整理をする時にですね、墓石を積んだということで、これがですね、妨げになってですね、避難路をつくれないうことでですね、まず引本の自治会長さんにですね、この避難路を整備するにはですね、この墓石をですね、どけてもらうか、撤去してもらうか、それとも別な場所にですね、置いていただくかというふうなことで、話はさせていただきました。

それで2通りというふうなことはですね、まず1点目はですね、ここにですね、引本の皆様からですね、要望はですね、スロープを付けてくださいというふうな要望がありました。それでですね、スロープを付けてですね、引本公園のですね、今ついているですね、階段にですね、直接付けようとなるとですね、すべての墓石をよける必要がありますよというふうなことで、自治会長さんに相談させていただきました。

ただもう1つの方法としましてはですね、3mぐらいの幅にですね、広げてですね、そこをですね、途中までスロープを付けて、それから現在ある階段まで同じような階段をですね、付けていくというふうな2通りがあるということで、話はさせていただきました。その中でですね、やはり自分たちでですね、置いた墓石ですので、町がですね、全面的にですね、その墓石をよけるのにですね、税金を使ってですね、よけることはできないというふうな話を

させていただきました。

それですね、ご了解をいただきましてですね、それでは途中までスロープで、少し途中からは階段で結構ですというふうな話がございましたので、今回このような形ですね、予算を付ける、予定させていただいております。それですね、施工延長としましては 110m で、約 2 m50cmの幅で、避難路のスロープを付けていく予定になっております。

ただその時にですね、支障となるですね、墓石につきましてはですね、安全柵っていうんですか、それを設けてですね、地震が起こってもですね、避難路のほうにですね、壊れてこないような安全策を取って、これら対応していきたいというふうな考えを持っております。以上でございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

答弁漏れがあるけども。

川端龍雄議長

質問してください。

9 番 奥村武生議員

1,000万の答えが出ておらん。

川端龍雄議長

五味課長。

五味啓危機管理課長

今、1,000万といわれるのはですね、墓石を全面撤去すればというふうなことで、1,000万円というふうな、以前に話は出たと思いますけども、これにつきましてはですね、町内ですね、石材店にですね、見積もりをいただいて、最初の見積りがですね、そういうふうな見積りで、全面撤去して産業廃棄物として処理する場合はですね、1,000万円というふうな、1,000万円近く要するというふうな見積もりがですね、出てきたということで、以前のですね、防災問題特別委員会ですね、報告はさせていただいたのは事実でございます。以上でございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

4月29日にですね、私はですね、町長に白浦で会って、来ていただいて、それで引本の避難する、その1,200人のうちですね、200人は長浜として、あとの1,000人は引本でもそれぞれ割っていくとですね、約250人の人がそれぞれの4箇所に避難が必要なんだと。

それで、さらに引本小学校の裏につきましてはですね、これはその松島の人も来るんですと。松島の人も来ますよ、これはね。そして、なおかつその昼であればですね、幼稚園児や小学生が来ると、だったらもう墓石を全部どけてですね、ここをかなりの部分で、そのスペースをとらないと、これは取ってくださいよというふうに、町長にお願いしたはずですよ。

ところが、ズルズルと延びてですね、あの時に、町長がおっしゃったのは、6月の予算でただちに計上する予定であるので、予算に反対しないでくださいねというふうなこともおっしゃったと。そう私は期待しとったわけですよ。

ところが、私はですね、町を歩いてますとですね、奥村議員この命だけは助けてくださいよという声が、ものすごい強いわけですよ。それから、ちょっと上がったところに踊り場がありますが、そこへ東屋みたいなものも建ててくださいよと。私はあんた引本から選ばれた、ある面では議員としてね、どれだけの要望を受けているんです。それだけのものを集約して、僕はあなたたちに言っているんですよ。なぜそんな訳のわからんような、スケールの小さいあれになるんですか。答えよ、五味課長。

川端龍雄議長

奥村武生君、今の言葉は取り消すか、発言の取り消すか、何かしてください。

9番 奥村武生議員

教えてください。

川端龍雄議長

発言、取り消すんですね。

9番 奥村武生議員

取り消しますけど、教えてください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あのですね、何ら避難路につきましてはですね、考え方は変わっておりません。だから、町がこうせえとか、幼稚園を逃がすためにですね、今、言ったように110m、2.5mですね、確保させていただきます。

それと墓石の問題につきましてはですね、あくまでも避難路を付けるうえでの障害物の撤去です。ですから、そういった部分で墓石あるのを、みんな退けろということですね、先ほど課長も言いましたけど、町費を全部ですね、使うわけにはいきません。だから、そういった部分での避難路をつくるうえで、障害のある部分だけは移動させていただいたり、撤去もさせていただきますけど、そういった部分での了解はですね、地権者の方、そして区長さんを始め十分私も交えて、話し合ったうえで、結論を出させていただきました。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

課長はいいです。

そのさね、普通はその廃棄物でしょう。これは廃棄物をその区に求めてですね、本当は檀家ですけどね、どうも調べたら。求めてその檀家が、檀家なり、区へ求めてですね、これが障害としてとることはできないと、費用の問題もあって、1,000万円なんていったから、震え上がったんじゃないかと思うけどね。

しかしながら、片方では避難路がつくられて、そこへ結ぶ避難の道にですね、これは十分なその避難ができなければですね、町はその対策を考えないかのじゃないですか。障害物を町の予算で取ることはできないという、短絡的な意見ではね、そうしたら300人からのそこへ10分以内に集中する人々を、それで私は守れるとは思いませんよ。後ろから間違いなしに津波に飲み込まれますよ。私はこういうふうに言ってるのはね、あなたたちが1940年の東南海津波の時に、私はその時の小学生、4年生・5年生・6年生。小学生、1年生・2年生・3年生だった人の皆さんの意見を聞き取りしたうえで要望しとるわけですよ。率直に言えば。

あの時に、小学校、1年生・2年生・3年生は、授業が終わってグラウンドで遊んでいた。4・5は校舎で授業をしてた。6年生は引本の和尚さんに連れられて、矢口へ芋を堀りに行ってあったわけですよ。そしてその時に、どんな状態でどのように避難したかということ、つぶさに私は調べて、住民の要望も聞いてやとるわけですよ。

ところが、私の意見は何ひとつ五味課長等は聞きに来なかったですね、意見を。あなたは、区長なりと話をしたというけどですね、区長は私にどういう言い方したんですか。引本幼稚園の入園式の時に、私は教育委員会に、ぜひもう見てくださいねというふうに要望しました。そうしたら、次の日に、教育委員会の皆さんは、現地へ、見てくれました。その時に、翌日

に来てくれたわけですよ。

その時に、その幼稚園の開園式があって、幼稚園の園長さんが、教育委員会から見に来てくれますわといったもので、ああそれは私が要請をしたんですと言ったわけですよ。そうしたら、区長がその時に横でですね、何もかも町へ要請するのはおかしいというような水をさしたわけですよ。これは教育委員長もおりましたから、確認してもらえばいいです。

こんな訳のわからんような区長、区長と五味君と相談して、住民が守れるんですか。

川端龍雄議長

ちょっと質疑のほうへ。

9番 奥村武生議員

私は守れないと思いますよ。圧倒的多数の人が、私のところに、何十人も来とるんですよ、このようにしてくださいというのを、その要望を何1つ聞いていただけずにですね、このような計画になったのは非常に残念ですよ。再考してください。改めてどのようにすれば一番ええのかね。どのような形で退けたら一番ええのか、何人が来るのか。もう1回これやり直してもらわなあかん。その点について、町長のお答えを願いたい。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あなたとですね、引本区長の間はどういう関係かは、よくわかりませんが、私としてはやっぱり区民の代表の方とも、話させていただきまし、そこの地権者の方ともお話をさせていただきました。これは私がじかに話させていただきました。そういう中で、別に町に丸投げというような感覚も、私は受けませんでしたし、区長さん等、役員の皆さんともお話ししたうえでの結論を出していただいたものだと思っておりますので、それそういうことで、させていただくということですので、ご理解をいただきたいと思います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

先ほどのね、積立金に関連しての問題、意見になるんですけど、ようはこの引本小学校の1,000万円は、五味課長。まだ予算としては上がってるの、入ってるの、1,000万。入ってないんでしょう。1,000万とか何とかって、引本の。ないって、見積もり、あるって言うた

やないか。入っとらへん。

その中でね、先ほどのやり取りの中でね、町長。町長は住民目線の中で、私はね、はっきり言うて、これ教育課長また教育長、教育委員長もしっかり聞いておいてほしいんだけど、私は今のやり取りの中でいうんじゃないくてね、第一に、私は東日本の震災で、大川小学校のあの生徒が大きな犠牲になったということの中で、私も現場に行きました。それで、6月議会でも言ったはずですよ、私は。

だから、あそこの細い道路のとこと、三角のところに落ちそうになっとることが、下から支えて広くせえよと、そして墓石に対してはね、私もこれは、ようはね、この避難路をつくるというような立場じゃなくて、僕は言いたいのは、教育長と教育委員長に対しては、ねっ、その東日本の大川小学校の生徒の、避難さす立場にあった先生方の立場を、あなた方が一番わかっとらなあかんのですよ。

だったら、一番先に現場に行って、どうするかということ、すぐに検討せないかん。ねっ、あなた方が先生の立場、校長先生の立場になって考えやなあかんのが、あなたたちなんだよ、教育課長もそろえて。その中でどうすることしたらいいかと、僕も言った。墓石が積んである。だから、私は今の奥村議員との間でも、区長との間に入って話もしました、その時に私が言ったのは、墓石って、墓石は課長は、地区で退けてくれっていうけど、あの墓石は皆すぐにわかりますか。皆わかる人の墓を、皆あないして放ってあるんですか。墓石っていうものは、守っとる人がおったら、全部建っておるんでしょ。守っとる、町外へ出ていたり、いろんな地域へ転出していった人たちが置いて、その墓のその持ち主がわからないのが現状じゃないんですか。

だから、私は区長に言ったのは、この墓石は町でとらしましょと。これこそ町長が言っとる住民目線やないかな。いろいろな税金を使うことはできんって、馬鹿なこと言っとたらあかんよ、町長。いかに無駄遣い、今からまだあるというのは、あんた言いたかった、僕は答弁するけど、これこそ、この墓石をとって、そして、避難路を確保するのが、町行政です。

そして、今のいった、地区の区長としてですよ、やるんだったら、歴代区長がいろいろ変わった中で、あの墓の1,000個近いもんがたまったと思う。それが、現時点の区長にポンとのされても、これも区長も困る。私も区長しとるから、その時にその立場になったら、僕全責任とらんならんのやったら、こんなもん区長も受けられん。だから、町でとりましょと。しかし一旦整理するのは、今までのことあったから、避難も早急につくらんならん、避

難路も。だから、とらせましょうと。これは町費を使って議員、誰しも文句言わへん。その代わり、この後で墓石をとる時は、区で管理して、2,000円なり3,000円なり、ちゃんと処理代はとってくださいよ、区長と。区長にお願いした。それを約束してくれるんだったら、これ町で皆とらせましょうと。ねっ、これは当たり前。

だから、この積立に対してもそうです。これは五味課長にもはっきり言うてある。町民の命と税金を、いかに生きて使うかというのは、ここなんです。私らから言うたら、いろいろなお魚らんどしかり、ねえ、今の産廃訴訟に対する税金、あの訴訟に対する億に近い金、これ無駄遣いじゃないんですか。これは現に皆、町が実際問題を起こしてやっている訴訟じゃないですか。

片方で億に近い金を使っとる。人を守るためには税金、使わない。馬鹿なことを言っとたらあかんよ、こんな。だから、引本地区の人らには、早くその墓石を今から五味課長が言っとるようにね、とってくださいっていったら、あんたらそんならあの墓石の名前みて、みんな住所、調べとるか、そんなら。当然そこまで言うんやったら、あの墓石から持ち主を探さなあかんやないか。やっとる。後で答えてよ。町長も指示、出しとるか、それは。そんな問題じゃないよ、これは。ようは町民の命、また教育関係のやっとる引本小、幼稚園、各先生方の立場を考えて、教育委員会は考えて、町行政は町民の生命、財産を守るために、避難路を確保するのが、行政の仕事じゃないんですか。

それを税金どうのこうのって、細かくいってね、この積立をもっと生かすように使ったらどうですかっていうの。そのために、議会としても、防災特別委員会も設置してですね、一生懸命やっとるじゃないですか。そういうことを踏まえての町長の答弁を、今ちょっと軽率すぎるよ、町長それは。

だから、私は言っとるように、引本のこの墓石を、私は一般廃棄物として、紀北町にある紀伊長島区の名倉区にあそこへほったらいいと、ただ運ぶだけやったら1,000万円もいらんよ、それは。私は、200万、300万で業者にさすよ、それやったら。その代わりに引本区民の方々にも、搬出する時にはちょっと手伝っていただきたいというお願いもするかわからん。それは経費をいかに少なくするかと。そして、それに携わる地元区民もそのことでボランティアになっとる人たちによってですね、これから次に対するあの墓石をほったらこうなるといふ認識を持ってもらうためにも、皆良いことじゃないですか。なぜそれを考えんのですか。

とにかく、教育長と教育委員長にはお願いしとくけど、これはこの担当している人たちは

ね、本当に眠れないと思う。そして、もう自殺者も出とるの知っとるでしょう、先生で。そういうやっぱり責任を、二度と繰り返したらあかん。私たちは目の前で見せてもうとんだから。それをその人たちが、どうのこうのっていうんじゃなくて、本当にその立場になって考えてやっていただきたいと思います、ねっ。

それで、町行政の町長としては、もっともっと税金を、もっと本当に使う時は、町民のときにしたらね、議会も反対しないですよ、そんな、ねっ。それで、見積もりに対しても課長ももっとそんな業者から、1社でとった見積もりの金額を言うとんじゃない。ようはあなた方の担当課としては、皆これ、皆ですよ、これ担当課長。これはひとつの大きな紀北町の防災に対するプロジェクトですから、一担当課長で賄いきれんところがあるんだから、ねっ、そういうことの中でやろうとする気持ちを持ったら、必ずいろんなもんも、発想も浮かんでくる。

それで、町長はそこの担当課長のね、能力を引き出すように、あなたからも指示せなあかん、これは。防災は紀北町の町民の命じゃないですか。東海・東南海・南海地震で3連動くかわからんと。どんどん言うても、急遽せなあかんことなんですよ。

だから、この予算に関しては、ここに入っていないこと自体、僕は本当にあれや。ねっ、そのところで、教育長と教育委員長にですね、あなた方も今からどうしようかということ、私言った質問、言われても、あなた方の考えも聞かせていただきたい。で、町長と担当課長もどうやるかということ、明確にちょっとお聞かせください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、避難路をつくらないということではないんですよ。先ほどから何遍もいますように、110mのやつを2.5m幅でつくるわけなんです。そういうことですね、その墓石の問題も、今の区長さんに皆するという、住所を調べるとかおっしゃったですけど、あれはですね、性根抜きしてですね、区の皆さん、そのお寺の方がええやないかということで、置かれたんで、その1個1個を調べてですね、どこへ片づけるという問題ではないんです。そういう話なんで。それからですね、避難路については、その墓石を動かせるところは動かして、そしてその安全を確保した上でやりますんで、決してその極端に言えば、避難路をつくる上で、関係のないところへ置いてある墓石まで撤去することは必要ないと思っております。

それと、これはいろいろな意味で総合的に、私が判断させていただいた上で、区長さんやそういったもの、学校もちろん学校とも相談しましたが、教育委員会とも、そういう形でさせていただきますよ、それで、地権者の方、それで区長さん、それで地権者の方もですね、こっちへ土地あいとるから、そっちへも移していただいたらいいよというお話もいただいておりますので、そういう意味ではその避難路として、安全に活用できるような避難路をつくっていくという観点ですので、その避難路の安全を守るために、邪魔なものはもちろん移動もさせていただきますし、撤去もさせていただきます。以上です。

川端龍雄議長

安部教育長。

安部正美教育長

お答えいたします。入江議員のおっしゃるとおりで、子どもとしては現場の校長先生以下、職員にその安心して働いてもらえる、あるいは災害の時には、安心して子どもたちを、安心とはですね、一生懸命になって、安全に避難をしてもらえるようにですね、今後、町長の部局と十分話しをしていきたいと、そういうふうに思っております。以上でございます。

川端龍雄議長

よろしいですか。

6番 入江康仁議員

委員長、何か。

川端龍雄議長

大和教育委員長。

大和秀昭教育委員長

はい、教育委員長も教育長のほうからも答弁をさせていただいたんですが、現場については私も何度か見せてもらって、課題もたくさんあるように思いますが、財政的な問題も含めては、町長部局とも対応しながら、本当に子どもを安全に導きたいというふうに考えております。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

教育長と教育委員長には、答弁いただいて、ようはですね、先ほどいったように、やはり生徒の命、またはその周辺の方々のためにもね、やはり一つの予算に対しては、やはりもう

これ早急を要することやったわけですから、震災が終わった時には。だから今でも、今、先ほどいうたように、この3億5,000万円からの積み立てするんだったら、少々これからね、何千万でできる、そういうときはやっぱり教育長らかも、強く要望してね、していただかなければ、こちら町長部局はなかなか優秀な人は多いけど、多いけどね、ちょっとパッとせんともありますから、それでそういうところで、早急にね、これもう本当に、これ入ってなかったというけども、来年のあるいは早急にもうできるという絵を書いておいてください。ねっ、頼みます。

それで、今、町長言われたようにね、あれは無縁仏だと、どうだって、言うところには問題があるんですよ。無縁仏っていったら、そんなら所有者わかるんですか。わからんから、時間かかるような処理の仕方ではあかんと。なんで。

処理しない、そんなら墓石はあのままほっとくっていうんですか。

川端龍雄議長

町長、私語はちょっとあの、質疑の時はちょっとご答弁は、指名してからのほうで。

6番 入江康仁議員

きつくちょっと注意してください。

冗談おいてね、町長、無縁仏というのは、先ほど言うたようにね、所有者がわからんから、区でするのも、処理、困ってくんです。それで、あれは私、寺も行きました。無縁仏ばっかじゃないと、性根抜きやってないのもほってあるということもありました、これははっきり言うて。これはおっさん言うたんやで、和尚さんが言うたんやで、間違いないと思いますけどね、だから、しとるとか、しとらんとか、別にしてね、撤去するときは、一旦それを積んだ車で、和尚さんに性根抜きもう一回してもらったらいんですよ。携わった人らにも弊害を加えたらいかんから、ただ私は言いたいのは、あれを撤去するのは、町でやったたらどうだということ、私は言いたいんです、町長。

なっ、それをせんのやったら、私また引本区の区長とも話せんらん。ねっ、これはやはり全体から早急にやろうと思うたら、いちいちぐだぐた負担をかけてやるような、引本区の人らに負担かけてやるような問題じゃないと思う。全体のもんだから、引本地区の皆さんのご負担を、あれするんやったら、みんな町民がその地域、地区、地区にいろんなまた、してもらわんなんかわからんから、それは大体理解してもらえんと思いますよ、町長。

それで、あの五味課長言うたように、そのあんた無縁仏と今、町長言うたけど、あれ1,000万ぐらいかかるよと言うたけどやね、あれに対するいろいろなその持ち主の、所有者がお

るということになるけど、そういうことも調べました。それもちょっと答弁ください。

それで、町長どのように、もうそのやるのか。これは引本区の人らも、みんな関心もって聞いてると思いますから。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

ただいまのご質問にお答えします。

それはですね、調べておりません。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどは申しわけございませんでした。

あのですね、墓石の問題はですね、それは避難路の問題とか、そういう問題とは別個の問題ですもんで、例えば相賀区ですとね、大きく積んでありました。相賀区のほうでやはり処分していただきました。それは墓を管理してですね、お金も取っとるのも相賀区で取ってですね、管理しているわけですから、そういった部分で、その無縁になった方、そういったものの処分は、町ではしておりません。それをやりだすとですね、この紀北町全体の墓のですね、無縁仏でいっぱい積んでありますんで、それをじゃあ引本避難路にかこつけて、もしやったらすれば、全町のその墓の無縁仏とか、いろいろそういうですね、後が子孫が途切れてですね、片づけたようなところのものまで、全部やらなきゃいけないということになりますんで、今回はこういう避難路の上で、避難路をつくる上で、障害のあるものを取らせていただいたり、安全なところへ動かさせていただくという考え方でやっておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あのね、町長。そのさ、私はね、ほかに置いてある、無縁仏はわかりません。相賀地区とか、ほかの地区は。私は引本だけです。ただ引本はなぜかという、避難路に邪魔になるとここに置いてあるから、私は言っとんのですよ。相賀はどこへ置いてあんの、そんなら。そんな避難路に関係のないところまで、置いてあるもので、とれとは言ってないですよ。避難路

にたまたま弊害になるから、とってやったらどうだろう、ねっ、あなた理屈もええけど、幅広げたらあかんよ、あんたは。いやいや、だからあんた口で、何でもパッパっていうたらあかんで、これ、皆さんどう思います、町民の皆さん。相賀地区がどこへ置いたって、私は相賀地区の避難路に関係ないのとこまで取れとは言うておらんよ。

まして、その区でお金を取って管理しとるんやったら、それこそ区で管理でしょう。そのとこをあんた理屈でいうとるような答弁じゃなくて、もっとスムーズに行けるように、今回は引本地区のとこの裏山、小学校、ねっ、引本小学校、あの幼稚園の小学校の、幼稚園の方々の避難となるとこに弊害を起こさないように、またあの地区周辺に住んどる皆さんが、さっと逃げられるように、広く、何路も集中しますから、これは。避難する時は。だからその確保にも、あの石は今、撤去したたらいいよということなんですから。ねっ、私やったら何も、撤去こうこうでやりますよと、そんなもん。ねっ、それが、あんた住民目線のあんた、町長の答弁じゃないですよ、町長、もっとよう答弁、考えやな。それで、できたら、そんならもう予算は付けないということですか、墓石に関しては。

地区から要望あっても、付けないということですか、そのとこだけ、ちょっと確認しておきます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですからですね、何度も言うように、避難路のところ、邪魔になるというのか、避難するのに障害になるところは、移動したり、場所も地主の方も、空いているところを、ここも使ってもらってもいいよというんで、その避難路に危険を、避難するのに危険を与える部分については動かしたり、撤去しなきゃいけない部分もあろうかと思いますが、あくまでも避難路を、安全に避難できる状態にはつくっていききたいと、そのように思っておりますので、例えここで30個が障害になったとなったら、30個は撤去しなけりゃいけないかもわかりませんが、その障害にならないようなところに、100、200、あつたりとしても、それは片づける考えは、今のところ持っておりません。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

瀧本。今ね、私、五味課長から聞いて、1,050万円付いているですね、予算が付いているんでしょう。この4,800万の中で、引本の地区には1,050万円付いているんでしょう。付いておるんでしょう。いわゆる110mの2mどれだけのね、そうすると墓石が邪魔になるかどうかというのは、別問題として。その確認なもんですから、この4,800万のですね、詳細ですね、先ほど玉津議員が質問したように、詳細を配付してください。ねっ、それが1点と。

後、ここにですね、消防費がですね、これ一般財源ですけども、報酬を含めて1,085万1,000円、この内訳ですね、127万5,000円、消防団等に957万6,000円、それとその災害対策費のですね、職員の時間外手当310万、これのいわゆる基礎計算をですね、お示してください。

川端龍雄議長

五味課長。

5番 瀧本攻議員

それから引本のことも答えてください。

五味危機管理課長

引本のですね、津呂町の津波避難路設置工事につきましては1,050万円を計上予定しております。

それとですね、消防費のことですけれども、まずですね、非常備消防のですね、127万5,000円につきましては、消防団のですね、7月19日、20日のですね、台風6号に伴います警戒出動のためですね、手当の増額でございます。それと、それが4,600円の277人が、出ておりますので、その分の補正でございます。

それとですね、負担金、19の負担金、補助及び交付金の957万6,000円の内容でございますけれども、このですね、内容につきましてはですね、東日本大震災による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行の改正に伴いまして、契約掛金の増額でございます。それでですね、この理由はですね、東北大震災ではですね、消防団員が死亡、行方不明ということで、通知を受けた分のことなんですけれども、8月3日現在でですね、251人以上を上回るとということで、その多くは公務中の災害であり、補償する必要があるということで、その財源を確保するための補正でございます。その内容につきましては、これまでですね、掛金が1,900円ございました。今年、今回に限りですね、2万4,700円という掛金、1人当たりになります。2万2,800円の増額でございます。これはですね、消防団員の条例、定員数ですね、420名というふうになっておりますので、この分のですね、当初にみて

いたのに追加ということですね、今回 957万 6,000円を追加ということになります。以上でございます。

それとですね、職員の時間外手当 310万円の内訳ですけども、職員の時間外につきましてはですね、これも7月19日、20日のですね、台風6号に伴う災害特別警戒の時間手当でございます、内容はですね、142名がですね、警戒にあたってということで、危機管理課職員とですね、総務室職員につきましてはですね、24時間ほどの警戒にあたっておるということで、その他の職員につきましてはですね、13時間から15時間ということですね、それぞれの積み上げでですね、310万円の予算計上になったということでございます。以上でございます。

川端龍雄議長

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

消防団員のですね、東北のね、方が亡くなって、積み上げてあったお金がですね、その補償が間に合わないということで、各市町村に負担がきたんだと思うんです。もう枯渇しとるわけですね。消防団員に対する補償、亡くなった方に。消防団に対するやつは、ちゃんとありますけどね、消防団員じゃないわけです。だから、2万4,700円、1,900円から上げるんですけども、これは今年限りですか、それとも、これからも出てくるんですか、おそらくこれ積み上げていかんとですね、日本全国の消防団員のですね、そういうこと災害に対する、死亡に対する、いわゆるものがなくなってきとるわけで、枯渇してね。その辺のところはどうですか。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味危機管理課長

通知を見ますとですね、今年度限りということで、このお金につきましてはですね、特別交付税でですね、町のほうには返ってくるというふうなことで、聞いております。以上でございます。

川端龍雄議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

17番 中本衛君。

17番 中本衛議員

私のほうからは、24ページの教育費について、お伺いいたします。3目の教育振興費の中で、国語力向上支援事業50万円が計上されておりますが、この事業の内容と、どういう施策なのか、お伺いしたいと思います。

川端龍雄議長

安部教育長。

安部正美教育長

お答えいたします。これは、三重県の新規事業でございます。学力の定着、向上事業の一環として、平成23年度、24年度の2カ年事業で、国語力向上支援事業を実施するものでございます。

川端龍雄議長

中本衛君。

17番 中本衛議員

県からの新規事業で、そういうふうに委託されておられると思うんですが、平成19年度からだったと思うんですが、全国学力テストというのが行われてますね、そんな中で、三重県は全国最低レベルではないだろうか、このようなことを報じられておりましたが、そんな中で我が町もそういう、どういうレベルにおられるのかわかりませんが、県下ではですね、三重県では全国の19年度では、42位。20年度は全国で43位。21年度は全国で45位。22年度は45位であり、現在のところ2年連続してですね、本州最下位ということをお伺いしておりますね。

そんな中で、我が町のいうたら生徒、レベル等は、どのぐらいのものなのか、把握しているのか、してないのか、お伺いします。

川端龍雄議長

安部教育長。

安部正美教育長

その学力テストにつきましては、市町村単位の集計というのはいないんです。データはないんです。ですから、紀北町のレベルはどうなんかわれましても、全国レベルとですね、データがありませんので、比較することができないんです。ということで、現在、今のところは紀北町はどうなんかわれましても、なかなかお答えはしにくいかなと思います。

川端龍雄議長

中本衛君。

17番 中本衛議員

そういうデータがないということですが、紀北町としても、町としてはですね、そのような全国学力テストを受けたんでしょう。受けてますよね。受けたのにも関わらず、そのデータがない、言えんのかどうかはわかりませんが、もしそこらのことが、やっぱりこう、それはある程度、各学校、紀北町なんか、そこらデータを持つと思うんで、なけりゃですね、自分とこの学校の教育の中で、学力がどれぐらいまでか、把握してなければ、今回、このような問題がなんで生じてきたかということが、そこで飲み込めて、こういうことを勉強し、こういう指導も受けたらいいとか、出てくると思うんですね。

そんな中で、こういう学力テストの成果自身が、やっぱり町当局としても、そこらがわかるようなことを、あってもええんじゃないかって、それをまず自分たちで把握し、それを公表するのか、しないのか、そこまで一応検討していただいてですね、今後そういうことにもやっぱり前向きに取り組んでいくべきではないのかと思いますが、教育長。

川端龍雄議長

安部教育長。

安部正美教育長

公表につきましては、やはり文科省自体のこの学力テストに関する考え方としましては、過度競争とか、過度の序列になっては困るということですね、今のところ文科省としましては、県単位のデータはあるんです、県単位はね、それが新聞に載っておるんだと思います。

ですから、学校単位は、それぞれの学校はどれだけというのがあるんですけども、それが平均してどうなのかと、だから他の市町村と比べるということも、そこまでは今のところはできないということなんです。

それで、私たちとしましては、とにかく学力テストを一つのツールとして、何のツールかといいますと、学力を向上させていく、この紀北町の子どもたちの学力を、少しでも向上させたいと。そのためにもやはり教員の研修も大事であろうと、してそういうような学力テストを使ってですね、どこにそれぞれの学校が課題があり、どこがうちの学校の強みであろうか、あるいは弱いところであろうかって、それを基にして自分たちの学校の強み、弱みを知ってもらって、弱みのところを伸ばして、強みに変えられるような研修をやっていくと、そういう意味で今年度と来年度ですね、紀北町としましては、学力向上を少しでも上げていきたい。そして、確かな学力を定着させたいと、そういうようなことで取り組んでおります。

そしてまた3月議会でお認めいただきました、読書もですね、読書指導のほうも、今年度

は力を入れて、今やっておりますので、合わせて紀北町の子どもたちの力を伸ばしていきたいなど、そういうふうを考えておるところでございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

これで、議案第33号についての質疑を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩します。

再開は、3時20分から再開いたします。

(午後 3時 07分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 20分)

日程第11

川端龍雄議長

次に、日程第11 議案第34号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

日程第12

川端龍雄議長

次に、日程第12 議案第35号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

日程第13

川端龍雄議長

次に、日程第13 議案第36号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

日程第14

川端龍雄議長

次に、日程第14 認定第2号 平成22年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議

題といたします。

質疑については、まず歳入全般についての質疑を行い、歳出については、33ページの1款・議会費から、65ページの6款・商工費までと、65ページの7款・土木費から93ページの財産に関する調書までの3分割で質疑を行います。

それでは、まず13ページから32ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出33ページの1款・議会費から65ページの6款・商工費までの質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、65ページの7款・土木費から93ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

日程第15

川端龍雄議長

次に、日程第15 認定第3号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「特別委員会一任」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

はい、わかりました。

以上で、質疑を終わります。

日程第16

川端龍雄議長

次に、日程第16 認定第4号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

日程第17

川端龍雄議長

次に、日程第17 認定第5号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

日程第18

川端龍雄議長

次に、日程第18 認定第6号 平成22年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了しました。

報告案件

川端龍雄議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

報告第6号から報告第9号の4件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求め
るため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、報告4件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることにいた
します。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、4件の報告案件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第6号 平成22年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財
政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度紀北町における健全化判断
比率を監査委員の意見を付けて、報告するものであります。

報告第7号 平成22年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。これ

につきましても、報告第6号と同様、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度紀北町の公営企業における資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものであります。

報告第8号 専決処分の報告についてであります。平成23年5月16日、午前10時30分ごろ、矢口浦地内の町道白越船越線桂城隧道におきまして、走行中の乗用車が隧道内の落石に乗り上げ、車体を損傷しました。その後、8月8日に車両の損傷に対する損害賠償額を24万7,500円として和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告しようとするものであります。

報告第9号 専決処分の報告についてであります。平成23年7月22日、午前9時45分ごろ、紀北町役場本庁駐車場におきまして、福祉保健課職員が運転する公用車が、駐車中の車に接触し、相手方車両を損傷させました。その後、8月19日に車両の損傷に対する損害賠償額を23万703円として和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告しようとするものであります。

以上、4件の報告につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、報告第6号及び第7号の詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

川端龍雄議長

続いて、報告第6号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

報告第6号について、説明をさせていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。

報告第6号 平成22年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成22年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成23年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

法律第3条第1項の規定によりまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、監査委員の審査に付しその意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行う

ものであります。

健全化の判断比率には、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの項目がありまして、この比率が基準以上になると、財政の健全化や再生のための計画を策定しなければならないこととなっております。

17ページをご覧ください。

初めに実質赤字比率であります。赤字が生じておりませんので数値の記載がございません。

次に、連結実質赤字比率につきましても、同様に赤字が生じておりません。

次に、実質公債費比率であります。11.3%で、前年と比べまして1.9%の改善となっております。参考に記載しております、早期健全化基準の25%に比べましても低い数値となっております。

次に、将来負担比率であります。42.7%で、前年と比べまして14.1%の改善となっております。地方債残高は増加したものの充当可能な基金が増加したことが主な要因でありまして、早期健全化基準の35%と比べましても低い数値となっております。

以上、いずれの数値も基準をクリアしたものとなっております。

なお、18から19ページにつきましては、紀北町監査委員さんによる意見書であります。以上で説明を終わらせていただきます。

川端龍雄議長

次に、報告第7号についての内容説明を求めます。

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課長副参事

報告第7号 平成22年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを、説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお願いします。

報告第7号 平成22年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成22年度資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成23年9月6日提出

紀北町長 尾上壽一

21ページをお願いします。

法律第22条第1項の規定によりまして、公営企業を経営する地方公共団体にあつては、毎年度公営企業の経営の健全性を示す指標として、資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうへ、議会で報告し、かつ公表を行うものであります。

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を公営企業の財政規模であります営業収入、料金収入でございますが、の規模と比較して明らかに、経営状況の深刻度を示すものです。これが経営健全化基準20%以上となった場合には、経営状況が悪化した要因の分析を踏まえ、資金不足比率を経営健全化基準未滿とすることを目標として、経営健全化計画を定めなければなりません。

本町水道事業会計の資金不足比率については、資金不足額が生じていないことから、当該比率が該当なしとなります。

平成22年度におきましては、経営健全化基準を十分に満たしている状況であります。今後も事業の経営状況を把握し、必要に応じて適切な健全化対策を講じるよう努めてまいります。なお、次ページの22ページ、23ページにつきましては、紀北町監査委員さんによる意見書であります。以上でございます。

川端龍雄議長

以上で、説明を終わり質疑に入ります。

日程第19

川端龍雄議長

日程第19 報告第6号 平成22年度健全化判断比率の報告についてを議題といたします。
質疑される方はありませんか。

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

実質公債費比率なんですけれどもね。11.3%ということで、前年よりも1.9%と大幅にですね、改善がされてきておるということで、大変、喜ばしいことだと思うんですが、3カ年の多分平均値なんだろうけども、その理由ですね、理由をお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えさせていただきます。その理由はですね、3点ほどございます。まずですね、合併前に地方債発行額を抑制、合併後ですね、地方債発行額を抑制しましたり、繰上償還したことによりまして、公債費としての支出の一般財源が減少したということ。それから、交付税の基準財政需用額に算入をされた公債費の額が増加したということ。それからもう1つは、割返す数字になるわけなんですけど、標準財政規模がですね、大きくなったことと、分母が大きくなりましたので、率が下がったということでございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

日程第20

川端龍雄議長

次に、日程第20 報告第7号 平成22年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

日程第21～22

川端龍雄議長

次に、報告第8号、報告第9号の専決処分の報告の2件については、基本的には議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないとされておりますが、先ほどの説明にお

いて、内容等について不明瞭な点があれば、再度説明を求めるということで、発言を許したいと思います。

報告第8号、報告第9号の2件について、一括して議題といたします。

発言される方はありませんか。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

一括してお尋ねいたしたいと思います。8号のケースはちょっとひとつよくわかりませんが、9号の場合は明らかに無過失での相手方の車を壊した。なぜ被害者が実名が公表されんなんのですか。これは個人情報保護法とかその辺の関係についての、この正確な、法的な解釈をお聞かせいただきたいと思います。ねっ、いわゆる第1当事者といわれる、加害のほうか伏せられておるのに、なんで被害者のほうか実名を公表されんならんののですか、公にされんならんののですか。

その辺の法的な、厳密な解釈をお答えいただきたいと思います。

明らかに無過失ですよ、これ、駐車場にて駐車してて。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

北村議員、私今、現時点です、法的なことを解釈できるほどの知識もってありませんので、そこら辺、担当のほうで今、法的なところまではわかりますかな。ちょっと今、現時点ではわからないと思いますので、ちょっとその辺、勉強させていただくということではいかがでしょうか。

18番 北村博司議員

ちょっと補足を。

川端龍雄議長

どうぞ、北村議員。

18番 北村博司議員

これは個人情報保護法をね、情報公開条例とともに、個人情報保護条例かな、国の法律もありますけれども、明らかに無過失のいわば 100対0 の関係で、なぜ実名が公表されんならんののですか。しかも敬称も何も付いてませんわね、呼び捨てですわな。誤解、招きますよ、一般の人は、これは。当然、公表される文章やで、これは活字になる可能性もあるし、これ

までもずっとそうやけども、なぜこういう書式をとっとんのか。これはきちんと説明してください。誰が制作しとるんですか、総務課長。この議案書は。誰がつくっとんの。それで副町長、法学部じゃなかったん。国立大学の、しかも。国立大学の法学部のはずやで、確か。確かそうやったと思うわ。いやそれはともかくとして、この議案の作成者、作成者が責任持って答えてください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

作成者は別個といたしましてもですね、提出しているのが私でございますので、ただその法的な部分がですね、今、先ほど申し上げましたように、ちょっと今までの慣例にならったような形で提出させていただいております。議員おっしゃることもですね、重々わかりますので、勉強させていただくということでは、だめでしょうか。

18番 北村博司議員

副町長、答えて。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

私もですね、実を言いますと、明確な。

川端龍雄議長

ちょっともう少しマイク聞こえるよう、大きな声で言ってください。

山岡哲也副町長

はい。私もちょっと明確な答えというのは、ちょっと致しかねるんですけども、専決処分ということで、本来はですね、議会で議決すべき案件をですね、一定の議会から委任を受けた範囲内で専決するわけでございますので、個人情報保護法のちょっと前ですね、施行される前のことを考えますと、おそらくその当事者というんでしょうかね、やはり明確にしないと、どういった内容の案件で和解をし、相手方は誰で、どこにどのような方だということを明確にしないと、議会に対する報告としてはですね、不十分であったというのが、個人情報保護法の前の段階でありましたらですね、おそらくそういった理由でですね、より明確に示すということがあったと思うんですね。

で、議員言われるように、その個人情報保護法が施行されてもう数年経つわけなんですけ

れども、実をいいますと、その関係でそういったいわゆる契約、和解の内容をですね、明確に示すという行政上のもので、要請とですね、個人情報保護法の保護すべき個人の利益というものの、どちらのバランスかということが、今、議員言われるように、確かに問題かと思うんですけども、ちょっと私、今、現在は即答しかねるのが現状でございます。おそらく今までこういった形で進めてみえたのはですね、より議会に明確なですね、内容等をですね、示すということであったかと思うんですけども、今の段階ではですね、非常にただちにですね、こうやって名前を出すことがですね、個人情報保護法に問題、抵触するような問題なのかどうかは、少し時間いただいてですね、ちょっと調べる必要があるのかなというのが、今の正直なところでございます。

川端龍雄議長

どうぞ、北村議員。

18番 北村博司議員

最終日までに、この解釈、文書で本会議に提出するよう、法的な解釈、要請してください、議長。いやいや、問題ありませんというんやったらいいんですよ。だから、国なり県なり、そういう内閣の法制局かな、一番の権威は、その辺とも照会した上で。

川端龍雄議長

今、北村議員言うように、町長そのように処理してください。よろしいですか。

ほかに質疑される方は、5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

これは示談書を交わされとると思うんです。やっぱりこういう書き方はまずいですね。やっぱりね。被害者の方は、様だとか、付けるべきで、議場でね。

それと、2点ほどお伺いいたします。1点はですね、このいわゆる100:0の車にぶつかった町の職員の方に対して、町としてどういう、いわゆる措置をされたか、ということは、町に対して結局損害を与えたということになるんで、ねっ、ちょっと聞いてください、町長。聞いてから相談してもらいたい。

それともう1点はですね、この前も副町長と話したんですけども、庁用車はですね、23社、損保会社ありますわね。今、合併で広いですけども。その中であってですね、これ自治労かなんかに入っとるらしいんですね。自治労の保険かなんかにね。特別な保険に。それで今、一番問題になっとるのは、これから事故が起こる可能性は大ですよ。聞いたところによると、車両差損は付加されていないんです、町の保険ね。車両差損っていうのはね、今、長

く車に乗るでしょう、ちょっとこれから外れるかわからんけども、10年も乗るでしょう、10年乗ったらですね、価値が10万とするでしょう、それをぶつけた場合に20万円かかるとすると、その保険に入っていないと10万円も出やんのです。今、これ問題になってとるのや、社会問題に。副町長、勉強してくれましたか。その2点についてお願いいたします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

職員を呼びまして、しっかりときつく、注意いたしました。口頭注意ですけど。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

口頭注意ということはですね、これから公僕の方がですね、これ事故を起こされたら大変ですよ。たまたま相手側がですね、非常に紳士な方でええけどさ、これ紳士やなかったら、ガタガタ言わされるよ、本当に。だから、もうちょっと嚴重なですね、書面でもってしないとですね、職員そのものにインセンティブはかからんですよ。違う、町長。これはね、普通の会社でもやりますよ。100：0の事故を起こしたんやったら、これ100：0の事故や、駐車場の車に当てたたんやで、こんなもんいうたらですね、ボーッとしとるしかないんですよ。それやで、町が交通安全、交通安全いうとんのにですね、その職員に対してですね、注意だけではちょっと緩いんじゃないの、それは。ちょっと考えてくださいよ、その辺は。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおり、事故がですね、ある意味たえない部分というもございます。そういうことで、交通安全のですね、先だっても講習、研修会もさせていただいて、しっかりとそういう対応もいたしております。しかし、常にこうやって専決処分を出すような状況になるのも事実でございますので、そういった部分をですね、私も含めて職員にきつく、交通安全等につきまして、しっかりと注意喚起しましてですね、こういうことがないように、しっかりとやっていきたいと思っておりますので、どうもご理解お願いいたします。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

町長、しっかりとやっていただくということやで、1つのこういう事故に対するマニュアルをつくってですね、ちゃんとその職員に対して、インセンティブをかけてほしいと、これをお願いしますよ。ねっ、町の職員が事故したらですね、相手が悪かったらね、大変なことになるんやから。副町長。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

昨日ですね、瀧本議員のほうから極めて専門的な保険に関するお話を、いろいろ聞かせていただいたんですけども、ちょっと私、理解できないところもありまして、恐縮でございます。今、現在、町が入っておりますですね、いわゆるその自動車の損害保険というのは、全国自治共済自動車損害共済というものでございます。その制度に入っております、全国の自治体の多くが入っております、それで自動車のいわゆる損害保険の対応をしとるわけでございます。

議員、言われるいわゆる車両保険、いわゆる再取得価格とかですね、それに対する差金が出るような保険という制度には、この共済はなっておりません。議員言われるように、いろいろ今、自動車事故をめぐる状況はいろいろ変わっておって、無保険者が多いとかですね、車に乗っている期間が長い人が増えているとかいうことを、もうちょっと含めてまして、ちょっと担当する財政課とともにですね、研究していきたいなと思っております。以上です。

川端龍雄議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今、副町長言われたようにですね、その全国自治労っていうの、それとね、民間の私は思うのには、やはり査定の仕方が違うと思うんですね。多分、瀧本議員が言われたような差額はね、多分自治労のこの行政のあれでしょう、固まりでやっとなる保険のあれじゃないの、団体じゃないの。そうでしょう。違うの、そのあれは。まあそれはちょっと後で。だったら多分ね、その査定の車両の保険の査定の仕方もいって、大体全面100%は町が入るとこのあれをしたら、出るようになってははずです。それちょっとよう調べてみない。ここはちょ

っと見解違うけど、そういうふうになってとるはずや、民間の富士火災とか、いろんなのあ
るでしょう、そういうとこの査定の仕方は、確かに瀧本議員が言われたように、10年たつて
車両は30万円だと、価値はね。そうして入ってわけ。ただ50万円だよと、修理代も30万円し
か出ない、この差額が出るということらしいんですけど、今のあれでは、その自治労のあれ
はちゃんと50万やったら50万円入っとる、査定はないと思いますよ。そこ調べておいてくだ
さい。それだけ言っておきます。はい。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

それでは、4件の報告案件については、聞き置くことし、なお一層また職員の方の交通事
故がないように努めてもらうようお願いいたします。

日程第23

川端龍雄議長

次に、日程第23 請願案件を議題といたします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願3件をここに受理することとし、別紙請願文書
表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

羽根川議会事務局長。

羽根川政昭議会事務局長

それでは、請願文書表により請願を説明させていただきます。

平成23年9月紀北町議会定例会、請願文書表、請願第1号でございます。

受理年月日は、平成23年8月17日でございます。

件名、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書

請願の趣旨でございます。子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、「教職員定数改善
計画」の着実な実施と教育予算の拡充を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提
出いただきたいというものでございます。

請願者の氏名でございます。紀北町PTA連絡協議会会長 河村幸信、三重県紀北町校長
会会長 浅原俊昭氏、三重県教職員組合紀北支部支部長 奥村健二でございます。

紹介議員でございます。玉津充議員でございます。それから、平野倅規議員、奥村仁議員
の3名でございます。

付託委員会は教育民生常任委員会でございます。

続きまして、請願第2号でございます。受理年月日、平成23年8月17日でございます。

義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願書

義務教育費国庫負担制度が存続され、全額国負担となるよう決議いただき、国の関係機関
に意見書を提出いただきたいというものでございます。

請願者、紹介議員、付託委員会は請願第1号と同じでございます。

続きまして、陳情第3号 受理年月日は、平成23年8月17日でございます。

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するように決議いただき、現行の
奨学金制度等の県の事業の拡充とともに、国の関係機関に意見書を提出いただきたいという
ものでございます。

請願者、それから紹介議員、付託委員会につきましては、請願第1号と第2号と同じであ
ります。

以上でございます。

川端龍雄議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することとなり
ますので、ご報告申し上げます。

以上で、今回提案されました。

6番 入江康仁議員

議長、この請願に対してさ、いいですか。

川端龍雄議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

提出先は、菅直人にまだなっとんの、ええの、これで。内閣総理大臣は菅直人になっ
んの、これでいいんですか。文部大臣もいいんですか。そこだけ確認します。

川端龍雄議長

請願者の提出で、その時点でなっておりますのでね、こちらからちょっと訂正できない
うです。

6 番 入江康仁議員

それでええの。

川端龍雄議長

また意見書を出す時点で、はい。

よろしいですか。

以上で、今回、提案されました事件、すべて終了いたしました。

川端龍雄議長

決算認定議案が提出されたことにより、追加議案を提出するため、この場で少し暫時休憩
いたします。この場でお待ちいただきたいと思います。

(午後 3 時 55分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3 時 56分)

日程の追加

川端龍雄議長

本日、決算認定議案が提出されたことにより、決算特別委員会の設置に関する発議案を提
出いたします。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題といたしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

川端龍雄議長

追加日程第1 発議第5号 決算特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りします。

本件については、決算認定議案5件を審査するため、委員会条例第6条の規定により委員7人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、また申請期限については、審査が終了までとし、閉会中もお審査を行うことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査にあたっては、委員7人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことに決定しました。

決算特別委員会委員の指名

川端龍雄議長

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の委員に、

2番	東	貴雄君	3番	樋口	泰生君
4番	大田	哲生君	5番	瀧本	攻君
6番	入江	康仁君	12番	松永	征也君
13番	平野	隆久君			

の7人を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員に、ただいま議長が指名しましたとおり、選任することに決定いたしました。

川端龍雄議長

決算特別委員会の委員が決定いたしましたので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、委員長の互選を行うことにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長委員が行うことになります。

また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

川端龍雄議長

ここで、午後4時10分まで、暫時休憩いたします。

10分から再開いたします。

(午後 4時 00分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 10分)

川端龍雄議長

ただいまの互選の結果についてを報告いたします。

決算特別委員長に、平野隆久君

副委員長に、瀧本 攻君が就任されました。

決算審査にあたってはよろしく申し上げます。

委員会付託

川端龍雄議長

お諮りします。

本日議題となっております各議案については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれ担当委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定いたしました。

なお、各常任委員会の開催日につきましては、明日の7日は総務財政常任委員会、8日は教育民生常任委員会、9日は産業建設常任委員会の開催となっております。

いずれも午前9時30分から開催となります。委員会の運営については、各委員長において

取り計らってくださるようお願いいたします。

最後に、議員の皆様をお願いします。

やはりいろいろ審議の過程において、大変エキサイトをする場面もありますが、やはり市民の皆様も十二分にテレビも見ておりますことありますし、やはり最低のマナーを、議員としてのマナーを今後守っていただくようお願いいたします。

川端龍雄議長

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

(午後 4時 10分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 東 貴雄